

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年9月16日(水) 午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	有村 隆志 君	副委員長	植山 利博 君
委員	徳田 修和 君	委員	阿多 己清 君
委員	中馬 幹雄 君	委員	宮本 明彦 君
委員	中村 正人 君	委員	池田 綱雄 君
委員	岡村 一二三 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	前島 広紀 君	議員	前川原 正人 君
----	---------	----	----------

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	財務課長	山口 昌樹 君
秘書広報課長	有馬 博明 君	財政G長	石神 幸裕 君
広報広聴G長	上小園 拓也 君	財政Gサブリーダー	末増 あおい 君
財政課主任主事	堀内 勝幸 君		
教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	木野田 隆 君
保健体育課長	新鍋 一昭 君	学校給食課長	北井上 真悟 君
国分中央高校事務長	西田 正志 君	福山教育振興課長	田實 一幸 君
教育政策G長	赤塚 孝平 君	教育施設G長	末永 明弘 君
スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君	学校給食管理G長	末永 優二 君
国分中央高校管理G長	福永 清美 君	福山教育G長	宇都 幸雄 君
福山学校給食センター長	小菌 孝子 君		
企画部長	塩川 剛 君	企画政策課長	堀切 昇 君
企画政策課長補佐	藤崎 勝清 君	企画政策Gサブリーダー	柳田 謙一郎 君
農林水産部長	馬場 勝芳 君	農林水産政策課長	永山 正一郎 君
農政畜産課長	桑木 治夫 君	林務水産課長	石原田 稔 君
耕地課長	島内 拓郎 君	林務水産課長補佐	小原 誠 君
耕地課長補佐	徳丸 慎一郎 君	農林水産政策G長	鎌田 順一 君
農政第1G長	山下 晃 君	農政第2G長	末松 正純 君
畜産G長	馬場 光幸 君	林務水産G長	田之上 博 君
森林整備G長	園畑 精一 君	耕地第1G長	川崎 千秋 君
農林水産政策課主査	内村 光孝 君		
商工観光部長	池田 洋一 君	商工振興課長	谷口 隆幸 君
企業振興室長	濱崎 利広 君	商工観光政策G長	野崎 勇一 君
企業振興室主査	徳永 健治 君	商工観光課主事	有菌 宏樹 君
建設部長	川東 千尋 君	建設政策課長	茶圓 一智 君
土木課長	猿渡 千弘 君	建築指導課長	瀬戸 司 君

建設施設管理課長	長谷川 俊己 君	建設政策G長	別當 正浩 君
道路維持第1G長	西元 剛 君	道路維持第2G長	仮屋園 修 君
河川港湾G長	竹下 浩二 君	公園管理G長	川畑 誠 君
建築指導G長	鶴ヶ野 浩二 君	道路維持Gサブリーダー	養田 健 君
建設政策課主任主事	宮原 健介 君	建築指導課主査	中澤 クミ子 君
保健福祉部長	花堂 誠 君	保健福祉政策課長	徳田 忍 君
長寿・障害福祉課長	小松 太 君	子育て支援課長	田上 哲夫 君
保健福祉政策G長	竹下 里美 君	長寿・介護G長	森 裕之 君
保育・幼稚園G長	堂平 幸司 君	長寿・介護Gサブリーダー	久木田 勇 君
保健福祉政策課主査	野村 樹 君	長寿・障害福祉課主査	池田 一則 君
長寿・障害福祉課主査	住吉 一郎 君	子育て支援課主査	今村 俊介 君
水道部長	上脇田 寛 君	管理課長	浮邊 文弘 君
水道課長	寺田 浩二 君	水道政策G長	川畑 信司 君
施設第1G長	中園 馨 君	管理課主査	山内 太 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第76号 平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

議案第77号 平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第78号 平成27年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（有村隆志君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日の本会議で付託されました議案3件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第76号 平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（有村隆志君）

ただいまから、審査に入ります。議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について、はじめに総括及び総務部関係の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、国・県から事業採択等の通知に伴う各種事業費を始め、梅雨前線に伴う被害等に対する災害復旧費や、地方自治法の規定等に基づく平成26年度決算剰余金の積立てに要する経費のほか、小田工業団地の売却収入などを計上いたしております。また、国の平成26年度補正予算で計上され、本年度に交付される「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、いわゆる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する「地方創生先行型」の「上乗せ交付分」に関連する経費につきましても、計上いたしております。補正予算の概要でございますが、まず補正予算規模は、歳入歳出の総額にそれぞれ17億7,619万1,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ581億5,204万2,000円としようとするものでございます。次に、歳入につきましては、それぞれの事業に対する国・県支出金や市債等を特定財源とし、平成26年度からの繰越金の一部及び土地売払い収入等を一般財源といたしております。次に、歳出の主なものと致しまして、総務費では、財政調整

基金及び特定建設事業基金への積立や地方創生先行型の上乗せ交付分として、市ホームページのリニューアル事業及び第一工業大学が新設する「植物バイオシステムコース」への支援に要する経費などを、民生費では、社会福祉法人が実施する私立保育園の増築に対する助成に要する経費などを、農林水産業費では、茶及び畜産の生産者等が実施する施設・設備の整備に対する助成に要する経費などを、商工費では、「中小零細企業振興条例」に基づく振興会議に要する経費を、土木費では、大規模建築物所有者が実施する大規模建築物の耐震改修に対する助成に要する経費などを、教育費では、まきのはら運動公園の利用者増加に対応するため、クラブハウス及びトイレの整備に要する経費などを、災害復旧費では、農地・農業用施設、林業施設、土木施設の災害復旧に要する経費の相当額をそれぞれ計上いたしております。そのほか、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正を行おうとするものでございます。続きまして、総務部の関係につきまして、御説明を申し上げます。総務費の広報広聴費で、地方創生先行型の上乗せ交付分を活用しまして、スマートフォン対応のホームページにリニューアルする経費を、財産管理費で小田工業団地の売却収入の一部(売却収入から同用地取得時に財政調整基金からの立替分を差し引いた残額)を特定建設事業基金への積立金として、また、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき平成26年度の決算剰余金の一部を財政調整基金への積立金として、それぞれ計上いたしております。詳細につきましては、引き続き、各担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長(山口昌樹君)

[補正予算説明資料に基づき説明]

○秘書広報課長(有馬博明君)

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長(有村隆志君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

総括的なことで一つお尋ねをしたいと思いますけれども、先ほど説明がありましたように、今回、決算剰余の関係もあると思いますけれど、土地売却収益等も含めて11億980万9,000円の基金積立を行っているわけです。一方で、市債についても1億3,840万円の増額補正を行っているわけですが、それが財政運営上、有利だというふうに判断をした理由、そして、これはどういうものに充てられようとしているのか、という点についてお尋ねします。

○総務部長(川村直人君)

補正予算(2号)に関する説明書を見ていただきたいと思います。これの8ページ9ページです。歳出のところですけども、特定財源の内訳が書いてありまして、地方債のところは1億3,840万円の記載が入っております。これは御覧のとおり、全て災害復旧費に要する関係の地方債ということでございます。全額が災害復旧費でございますので、交付税措置がある地方債でございます。

○委員(宮内 博君)

災害復旧費に全額ということですが、ということは当然、交付税措置がありますよね。それは措置率としていかほどになりますか。

○財政課長(山口昌樹君)

元利償還金に対する交付税措置でございます。補助債の関係でございますが、元利償還金の95%でございます。公共土木の関係でございますけれども、66.5%。あと農地の関係でございますが、元利償還の100%が普通交付税に算入されるということでございます。

○委員(宮本明彦君)

歳入の雑入で1,350万1,000円入っているというところです。農政関係で引当てをしている分ですけども、雑入がこういったひも付きになっているといたら、今までも余り見たことがないんですが、どれぐらいの割合で、当初でといたらあれですけども、入っていると考えたらよろしいですか。ひも付きになっている雑入は、どれぐらいあるかという意味ですが。

○総務部長（川村直人君）

今回の分につきましては、農政関係の事業の自己負担金と。事業する人が負担をされるものでございます。農政関係の事業につきましては、いわゆる受益者が自己負担をして事業をされると。そして、例えば国とか県からの補助金につきましても、市の予算を経由して実行する、そういった方式が多いものですから、一旦、市の予算のほうにするときには、こうして諸収入で受け入れるということ。それから、当初予算でどのぐらいあるかという御質問ですけれども、これは、その年の事業によって全然違うわけですけれども、この財源充当の状況につきましては、例えば、今回の補正予算につきましては、8ページ9ページの歳出で、どの特定財源が充ててあるかというのは見れるわけです。当初予算についても同様でございます。その他の中に雑入が入るわけですけれども、これは年度によって、一概に雑入がいくらということとは言えないわけですが、中身については、今回と同様なケースで計上するのが一般的でございます。

○委員（宮本明彦君）

そういったひも付きは、そんなに多くはないという理解でよろしいんですか。

○総務部長（川村直人君）

先ほど申しましたように、その年によって、そういった関連の事業が多ければ、当然多くなりますし、そういうのがなければ、当然少なくなるわけで、一概に多い少ないというのは言えないということ。です。

○委員（宮本明彦君）

歳出のほうです。広報広聴費、平成23年度に350万円で1回リニューアルということをやられていますけれども、今回、地域住民生活等緊急支援交付金の1,000万円が入っているということですが、その頃に比べたら3倍以上という金額になりますけれども、どういう組立てで、これぐらいの3倍に近い値段になっているんですか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

平成23年度にリニューアルしたときには、ホームページのトップページ、いわゆる目次のページを主にリニューアルさせていただきました。今回のリニューアルは、スマートフォンに対応するために、全部で2,000ページ以上のページがあるわけですが、全てのページをリニューアルするというような経費が入っておりますので、トップページだけをしたときの経費よりも高額になっているということでございます。ちなみに、平成23年度のトップページをリニューアルするときに、全ページをスマートフォン対応にするためのリニューアルができないかということも検討いたしましたけれども、当時、全てのページをするのに2,000万円ほど掛かるという見積りもございましたので、若干、時代の流れやいい交付金事業はないか、財源がないか、あるいは様々なそういったものも検討しながら、また周辺の自治体の状況を鑑みながらというところで、ちょうど今回このような特定財源がございましたので、リニューアルさせていただくというようなことでございます。

○委員（宮本明彦君）

トップページのみで350万円。結局、2,000ページで1,150万円ということですよ。その辺の違いというのは、今でもスマホの対応ができていると思うんですけども、平成23年のときに一部やったから、今回はこれぐらいで済んだという理解でよろしいですか。それとも今回、全部という意味でしょうか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

当然、現在の霧島市のホームページもスマートフォンから見ることができます。ただ、それはホームページのあの形で小さなスマートフォンに映るものですから、文字が小さくて、指で広げて大きくしながら検索をしなきゃいけないという不都合がございます。今回、リニューアルを致しますのは、全てのページを、そのスマートフォンの小さな画面でも文字が大きく扱いやすくすることになります。それらの全ページをスマートフォン対応のページに作っていく経費が掛かるということになります。

○委員（阿多己清君）

今のページに関連するんですけれども、1,150万円の予算ということになるんですが、その執行というのは随意契約になるんですか。そういう契約方法等の紹介をしてください。

○秘書広報課長（有馬博明君）

金額から申しまして、中身を申しましたとおり指名競争入札でさせていただきます。ただ、中身がホームページでありまして、独特の使いやすさ、機能性といったことも大事でございますので、指名競争入札の中でのいわゆる提案型というような形で執行してまいりたいというふうに考えております。指名させていただく中でのプロポーザル方式ということになります。

○委員（宮本明彦君）

基金管理事務、決算剰余金をということですが。昨年度、一昨年度に比べたら、時期的に大分早いという状況ですけれども、まだ決算が終わってないんですけれども、どういう状況で3か月ぐらい早くなったんですか。

○総務部長（川村直人君）

この積立ての時期は、特に12月でとか9月でとかということはありませんけれども、私どもと致しましては、決算剰余についてはもう分かっているんで、分かった時点でできるだけ早く計上していきたいというふうに思っておりまして、今回、計上いたしたところでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括及び総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時23分」

「再開 午前 9時27分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の教育部関係につきまして、御説明いたします。平成27年度一般会計補正予算（第2号）3ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、（款）10教育費の（項）4高等学校費を438万5,000円の減額、（項）7保健体育費を、5,790万円5,000円の増額、総額5,352万円を増額し、補正後の額を57億6,115万9,000円にしようとするものでございます。今回の補正予算は、3課4事業に係る補正予算であり、1点目が、国分中央高等学校の仮設部室について、債務負担行為を設定し、平成29年度まで使用することとしたことから、当初予算計上額のうち、債務負担行為として設定する額を減額するものであります。2点目が、県大会等各種大会の開催により利用者が増加傾向にある牧之原運動公園に、交流施設等の付帯施設を整備し、また、同公園内の多目的広場利用者の利便性を図るため、北側にトイレを設置するための費用を計上するものであります。3点目が、上小川小学校大規模改造工事に伴い、同校の給食室が使用できなくなり、2学期から隼人学校給食センターから配食することに伴い、備品等を購入する必要が生じたため、既存予算を振り替えて整備したところです。これに伴い、当初予定していた事業が実施できなくなることから、今回振り替えた経費を計上するものであります。4点目が、牧之原学校給食センターの備品及び平山・塚脇小学校への給食配送用軽トラック（コンテナ附属）の購入に係る経費を計上するためのものであります。詳細につきましては、各主管課長等が御説明致しますので、御審議方をよろしくお願いいたします。ここで、1件御報告申し上げます。6月議会で予算を、7月の臨時会において契約案件の御承認をいただいた隼人学校給食センターのプレハブ冷凍冷蔵庫につきましては、夏休み期間中の入れ替え作業が完了し、2学期からの給食配食

が、上小川小学校へも含め、無事にスタートできましたので、委員の皆様には御報告とお礼を申し上げる次第でございます。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○保健体育課長（新鍋一昭君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○学校給食課長（北井上真悟君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

保健体育課のほうにお尋ねします。福山町運動公園のほうに4,554万3,000円ということで、更衣室、トイレ等を造られるということですが、福山ふくふくふれあい館の隣の運動公園のことでよいですか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

パークゴルフ等がある運動公園のところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

この整備をされようとするところは、以前、そば屋さんのお店があったりしたことがあったんですが、あそこのことですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

今おっしゃったのは、食の交流館という館の名前が付いていて、林務サイドの所管になっているところでございます。今回、この施設を整備しようというのは、18ホールを増設いたしました。そして、まきばドームの東側のほうに広大な駐車場がございますが、その一角に新たに整備しようという計画でございます。

○委員（下深迫孝二君）

あそこの運動公園を利用される方が、更衣室もなく、雨降りや冬の寒いときに、子供たちも非常に困っているといったような話を聞いたことあるんですが、それも全体的に使えるようになるという理解でよろしいですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

広大な施設があちこちに点在をしておりますが、更衣室あるいはサロンのような休憩室、そういったところが十分でございませんでした。まきば館というのが受付兼休憩所となっておりますが、利用者が右肩上がりで非常に増えておりまして、今回、整備をしようとするものでございます。利用者の要望としては、大きな大会をするときの監督会議あるいは開会式そういったものを、今はドームの中でやっておりますけれども、広がったりマイクの設備がというようなこともあって、そういうものが欲しいという要望もあり、またトイレも十分に足りないということから今回、整備をしたいということでございます。ですから、更衣室は、パークゴルフ場のクラブハウスとかあるいはドームのクラブハウスとか、そういう位置付けではなくて、あそこを利用される方が、更衣とか荷物置きとか、そういったことで使えるような施設を整備をできたらというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

分かりました。もう1点は、給食関係のほうで平山小学校、塚脇小学校への給食配送用軽トラックということで、806万2,000円の補正が計上されているんですが、これは、軽トラック1台ですか。2台ですか。軽トラックの割には、金額が806万とかなり高いなと思ったものですから、お尋ねをします。

○学校給食課長（北井上真悟君）

配送用軽トラックの予算額としては130万円ほどを考えております。残りの670万円は、20万円以

下の厨房機器の購入費用ということになります。

○副委員長（植山利博君）

少し関連をしますけれども、まず福山の施設整備なんですけど、クラブハウスとトイレをということですけども、クラブハウスの規模と内容、それからトイレの規模がどのようなトイレなのか、少し説明を頂きたいと思います。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

設計費が計上されているように、今から設計を致しますが、アウトラインとしては、先ほど言いました会議室あるいは監督会議ができるような部屋の整備と、それから今、まきば館で受付事務をやっておりますけれども、やがて駐車場が広いところにシフトしていく、東側のほうにシフトしていくということになると、どうしてもそちらのほうに受付的なものを整備する必要があるだろうというふうに考えております。そして、荷物が置けるような、あるいは丸いテーブルとか、そういったものを整備しているところでございます。それから、トイレにつきましては、ドームもありそれからまきば館もあり、あちこちに点在しますので、今度、新たに18ホールを整備したところのトイレというようなことで、男女それぞれの整備をしたいと考えております。今から設計ですけども、男性用として小便器が二つ、それから大便器が一つないしは二つ。それから女子のほうは、2か所ぐらいの整備ができたというふうに考えております。

○副委員長（植山利博君）

クラブハウスのほうには、例えばシャワー施設とか、トイレのほうには多目的トイレとか、そのようなものは考えていらっしゃいませんか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

社会体育施設はほかに64施設がございますけれども、シャワー施設が十分に設置されている状況ではございませんので、今のところでは考えていないところでございます。また、多目的トイレにつきましては、設計を専門の方にしていただきますけれども、スペースの関係もありまして、十分整備できるかどうかということもありますので、和式、洋式そういったものが、十分対応できるようなものを整備をしたいと考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

今後、設計をする段階ということですので、これまでそういう社会体育施設でシャワーの施設はないということですけども、将来的な展望を考えたときに、私は必要じゃないかと思えます。ぜひ、シャワー施設とか、それから障がい者が使いやすいような多目的トイレ、こういうものの設置の検討をしていただきたいと求めておきたいと思えます。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

その件につきましては、設計の方とも十分調整をしながら考えていきたいと思えます。もう一つ、参考までに申し上げておきますが、先ほど下深迫委員のほうから出ました食の交流館のところでございますが、食堂が二、三回変わった経緯がございます。そして、今、もう使われていない状況でございます。どうしているのかというと、林務のほうから借りて、多目的広場でサッカーを開くときの女性の更衣室に使ったり、そのような形で使っています。やがて、所管替えをしていただいて保健体育課が管理することになれば、そこにシャワー室なり、今閉じていますのでトイレの復旧、そこら辺りを考えたいと思えます。福山で各施設の一つ一つにシャワー室の整備はできませんが、あそこを使った方が食の交流館のところでシャワーを使えると。女性も気兼ねなく更衣ができるという環境は整えたいと思えます。これにつきましては、5年後に開催される国体のサッカーの会場でもございますので、プロ選手が来られるということもございますので、恥ずかしくない施設整備というものを保健体育課としてはしたいというふうに考えておりますので、予算等は出しておりませんが併せて御説明を致します。

○委員（下深迫孝二君）

今、プロ選手が来るから整備をすとおっしゃいましたけれども、地域住民が使いやすい施設を

管理していただかないと、プロが来るから整備をするというのでは、そのための整備では困るわけですよ。地域住民、子供たちがあそこで一生懸命運動しているところをよく見かけます。冬などは雨にびしょり濡れて、着替える所もないといったような話も聞いておったものですから、今、こういう質問したんですけれども、主役はプロ選手ではなく市民だということを、そこはびしっと考えていただきたいということを要望しておきます。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

国体とかプロ選手とかそういったものが出ましたので、そういう勘違いをされたかもしれませんが、あくまでも市民の施設という前提に変わりはありません。当然、市民の方も利用できるようなシャワー室とか更衣室とか、そういったものを整備するつもりでございます。

○委員（宮内 博君）

学校給食センターの関係でお尋ねしたいと思いますが、まず、確認でありますけれども、その上小川小学校の大規模改修工事に伴って、今回、補正をするんですけれども、将来的には上小川小学校は、現地で給食を作るということですか。

○教育部長（越口哲也君）

上小川小学校につきましては、当初、学校施設内に給食室を整備するつもりで準備を進めておりましたが、公設市場跡地に建設予定の国分の学校給食センターと併せた形で上小川小学校の西側のほうに新国分給食センターを整備して、上小川、国分西、天降川、川原そういう学校への配食をできるような施設を今、準備を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

それで、一時的な形で今回、隼人の学校給食センターから配送するということが結果的にはなるうかと思っておりますけれども、ここの説明資料の中にも、委託料の中で備品の移設費というのが入ってますよね。それで210万円、配送費も含めているんですけれど、この移設される備品というのが、どういうものかということについてお聴きします。

○学校給食課長（北井上真悟君）

上小川の学校給食室にありました備品につきましては、まず、上小川の分を隼人センターから配食するということですので、隼人センターで使えるものということで、シンク台であったりとか、食器乾燥庫であったりというようなものを導入いたしました。残りのものにつきましても、ほかの学校給食室の方々に見に行ってください、利用できるものは、各調理場で使うということで決めまして、それを移設設置する費用が約50万円ほど掛かるということで、計上をさせていただいております。

○委員（宮内 博君）

そこは分かりました。上小川のほうに、新しくセンターが完成をするということになったときには、今回持ってきた部分の一部を元に戻すとか、あるいは今回、購入したした部分を向こうのほうで活用できるというようなことも展望して、この予算が計上されているのかお示してください。

○教育部長（越口哲也君）

当然、利用できる備品等につきましては、最大限活用していくと。新しい施設を造ったから、残ったものをすぐ廃棄するのではなくて、使えるものは、なるべく使っていくということが大前提であります。その上で、上小川小学校の隣接にできる国分の学校給食センターで、新規に購入しなければならない備品は、相当出てくると想定しておりますけれども、また、戻して使える分につきましては当然、使っていきたいというふうに考えております。また、今回、上小川小学校に配送するために導入した備品等につきましては、給食施設のメインメーカーの関係で、食器とか使えるだろうと思ってますけれども、メーカーが替われば使えない部分も出てきます。ただ、隼人の学校給食センターは、4,300食プラス200食という形で4,500食ぐらいの配食がございまして、当然、ほかの学校に配食する分でも、年次的に更新をかけております。もし、新しい国分学校給食センターで使えなくても、他の学校給食センターの備品として活用していくということで、今回、購入させていた

だいたものにつきましては、有効に活用していきたいというふうに考えております。

○委員（阿多己清君）

資料の13ページの部分になりますけれども、牧之原のほうの給食センター関係の費用が計上されているんですが、備品購入費で800万円。先ほどの説明では軽トラック分が130万円程度ということで、残りが厨房機器になるのだらうと思いますが、先般の議案第66号との関係はどうなるのか、そこらを説明いただければと思います。

○教育部長（越口哲也君）

牧之原学校給食センターの整備につきましては、御存じのように、平成26年度事業で予算化をさせていただきましたけれども、なかなか国のほうからの予算が付かずに、平成27年の1月になってから追加内示で予算を頂いて、事業がスタートした部分でございます。工事請負費から備品購入費を併せまして、繰越予算として繰越明許費で計上させていただいております。その中に、備品購入費と致しましては5,700万円を計上させていただいて、全ての備品をその中で調達するように計画を致しておりました。合併特例債を財源として、全てを賄うように計画いたしておりました。その中で、20万円以下の単品の備品につきましては、合併特例債の対象にならないということが判明いたしました。当初は、その20万円以下の部分につきましても、セットで組み合わせて20万円以上にすれば問題ないというような解釈で進めていたところでございますけれども、単体の20万円以下は対象にならないと。したがって、合併特例債が使えないとなりますと、繰越予算の中で一般財源の予算不足が生じるという結果が出てまいりました関係上、20万円以下の合併特例債対象にならない備品を、今回の9月補正で計上させていただいて、対応させていただくという考えでございます。ですので、繰越予算に計上しております5,700万円のうち、今回、議案第66号で契約をした分の残りは不用額として残させていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

まきのはら運動公園の件ですが、こういう交流施設あるいはトイレを設置される、この計画については図面を配付していただければ、どの辺にできるのか分かるんですが、現在もいろいろ施設があるわけですから、最適な施設を、最適な場所に計画されていると思うんですが、図面に落としただいたものを頂ければ、私どもも議論の余地が広がってくるのではないかと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

今、手元にはございませんので終わって帰りましてから、すぐ作り上げて、提出をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○委員長（有村隆志君）

よろしく申し上げます

○委員（宮本明彦君）

13ページの牧之原学校給食センターの件です。いつから使用開始でしょうか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

開始予定は、平成28年4月1日からを予定いたしております。

○委員（宮本明彦君）

塚脇小学校、平山小学校にも配送されると。これからやるんでしょうけれども、小学校の受入れのほうは、基本的に学校給食は屋内と一体化したところにトラックが入って行って、屋内で受け取るという流れが一般的だと思うんですけども、その辺は、今の状態で十分だよという理解なのかどうか教えてください。

○学校給食課長（北井上真悟君）

当初は、コンテナ室を設けて、大きいトラックで配送しようという計画もあったんですけども、コンテナ室を設置するのに費用が掛かるということもあるのですが、そのコンテナ室を設置しようとしていた場所が、栄養教諭に見ていただいたときに、日当たりが良すぎて、保管にはちょっと向

かないのではないかとということもありまして、ほかの案を考えていたところでございますけれども、食数も少ないということもありまして、小型の配送車で小型のコンテナを使えば、プラットフォームを造らなくても、十分対応できるのではないかとということで、学校とも打合せをして、学校もぜひ、そういった形で進めてくれというお話を頂いておりましたので、今回、そういう提案をさせていただいたところでございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、両小学校とも、特に改造の必要もなく、雨にも濡れないという形で搬送は可能だという理解でいいですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

雨天時が一番問題になるかと思っておりますけれども、現地を確認して、対応ができるだろうというふうには思っておりますけれども、実際、難しいという面があれば、ロール式のもので対応していこうというふうに学校とは打合せをしているところです。

○委員（宮本明彦君）

雨もそうですし、降灰も心配なところがありますから、その辺は、食品ですから十分に検討した上で、早いうちに予算計上するなどの処置をお願いしたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、来年の4月1日から平山・塚脇小学校にも配送するということですが、これは小さい学校ですよ。そうした場合には、今までの親の給食の負担はどのようになりますか。安くなりますか。それとも変わりませんか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

給食費は、各センターの運営委員会で決定されてまいりますので、ほかの福山地区の学校と同じ給食費の御負担になるかと思っております。その点につきましては、学校を通じて、御父兄にも説明をして了解を頂いているところでございますけれども、確かに、少人数ということで、抑えられている部分が若干上がってくるという面はございますけれども、確実にお届けしていくということで御理解を頂いているところでございます。

○教育部長（越口哲也君）

給食費につきましては、同じ食材を使って同じ給食提供ですので、センターからだとして、どうしても同額にならざるを得ないという部分がございます。例えば、上小川小学校につきましても、隼人の給食センターからの配食ということになった関係上、190円ほど金額を合わせさせていただいたという経緯がございます。現在、月額で平山小学校が3,800円。塚脇小学校が4,100円。これが牧之原の給食センターが3,850円ですので、平山のほうが50円上がると、塚脇のほうは250円下がるというようなこともございますので、一概に全てが値上げということではないということも御理解いただきたいと思っております。

○委員（中馬幹雄君）

この前の一般質問でもありましたけれども、給食に関する米の使用。霧島産で100%を使っていくという気持ちはどうなんですか。計画はどうありますか。

○教育部長（越口哲也君）

一般質問の中でも答弁させていただいたように、なるべく地元産を、県内産より霧島産をとりたいと思っておりますが、どうしても調達のコストでございますとか、米の値段が上がれば給食費を上げなければいけないということも出てきたりします。新米が収穫できたりすれば、なるべく地元産の米を使ったりと。昨年、平山小学校の保護者の皆さんと、打合せをさせていただきました。当初は、給食配食に対して、いろいろ懸念もございましたので、食事をとりながら話をさせていただいて、自分たちは地元の協力をもらって地元産の米を作っていると。何とかこれを利用させてもらえないかという声もございました。そういう部分につきましては、今度は塚脇だけではなくて、福山地区を中心にした配食になりますけれども、その米を使って、福山の牧之原学校給食センターから

配食に使うとか、そういうこともさせていただきたいということで、地元の方々にも説明をさせていただいたところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、平山小学校と塚脇小学校は、給食を台車で搬入をします。塚脇小学校は裏のほうまで車はきちっと入りますからいいんですが、平山小学校の場合は、裏のほうに車は入れないんですね。ですから、当然、駐車場から台車か何かで押して行かないといけないのだろうというふうに思いますけれども、そうしたときに、先ほど宮本委員のほうからもお話がありましたけれども、降灰時や降雨時は、当然、台車を押して行かないといけないわけですが、軽トラックの荷台に幌が被っているものがありますけれども、ああいうものを準備をされる予定はないですか。そうでないと、平山小学校の場合は、降雨時は、入口のトイレの横を通って、奥に入っていくんだらうと思いますけれども、そうしたときに雨に濡れる可能性は十分あると思うんですが、そこらはどのように考えていますか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

平山小学校の搬入につきましては、学校長とも相談を致しまして、裏のほうに回るとしましても、トイレの前を経由しなければならないというところもありまして、当初、そのコンテナを造ろうとしたのが体育館側のほうでございまして、正面の入口を通過していくという案にはなっておりましたので、正面の入口から搬入するという予定になっております。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、玄関から入れるということだろうと思いますけれども、車が毎日通っていけば、運動場の中に段差ができたりということもあると思うんですが、そういうことは検討されましたか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

まず、先ほどの御質問に1点お答えしなかったもので、申し訳ございません。軽トラックは幌というよりも保冷車等でジェラルミンの箱が載ったものがあると思いますが、ああいうタイプの導入を考えております。それから、轍等につきましては、確かに、相談をするときに、学校長のほうからもその話が出ておりまして、コンテナ室を造るといふときの案も含めて、そこについては、今後、その状況を見て、一番適切な方法というものを考えていかなければならないということで、学校長と施設のほうとも話を進めているところでございます。

○教育部長（越口哲也君）

当初は、普通の運搬車両で搬入するという計画で進めていました。そうしますと、当然、車の重量等でグラウンドへのダメージが大きくなると。そういうことや、途中の道路も狭いですので、離合等での事故等を含めると、コンテナを造るよりは、持込みでなおかつ軽い軽自動車を購入して進めたほうが、現実的にコスト的にも相当安価でできるし、小回りがきくと。また、対応がしやすいということでございます。当然、降灰とかあったときに、途中の搬送等も必要があれば、覆いをしたりして、万全の体制で給食を提供できる対応を取っていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

牧之原の給食の配送の問題ですが、まず、それぞれの配食数を教えていただけませんか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

これは、平成27年5月31日現在の調査数になります。職員も含めて申し上げます。福山小学校が計41名、牧之原小学校が184名、福山中学校が22名、牧之原中学校が113名、牧之原幼稚園が16名、新しく加わる塚脇小学校が31名、平山小学校が19名。この時点では、合計で426名の配食になるものというふうに推測いたしております。

○副委員長（植山利博君）

これは、給食センターが全部配送するという理解でいいですか。例えば、隼人の給食センターだったら、配食については民間委託をされていますよね。ここは、どのようになりますか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

今のところは、現在、福山センターにいる配送員で対応していこうというふうに考えております。委託の予定はございません。

○副委員長（植山利博君）

委託とのランニングコストとか人件費とか、そういうものの検討はなされなかったですか。

○教育部長（越口哲也君）

今回は、コスト比較は致しておりません。今の学校給食センターに運転の職員がおりますので、取りあえずは、現状を維持しながらスタートしたいということでの判断でございます。委員おっしゃるように、ほかの給食センターにつきましても、隼人以外は、職員が運転して配食しておりますので、今後、そこにつきましては、全体的な課題として調整させていただきたいというふうに思います。

○委員（中馬幹雄君）

13ページの牧之原の関係ですが、備品購入で800万円と。そのうち軽トラックが130万円程度と。議案第66号ですか。合併特例債に当てはまらない小さい額の部分と言われましたよね。そういった場合に670万円は、どういうものを買われるんですか。20万円以下ということで、670万円というのは、額が大きいかなと思います。

○学校給食課長（北井上真悟君）

御説明したとおり、20万円以下の機器ということになるわけではありますが、主なもので申し上げますと、デジタル台はかり、移動台、移動シンク、作業台、配管台、ラック、掃除用具入れ等の比較的軽微なものということになります。完全な汚染区域とか非汚染区域という形で分かれておりますので、それぞれの区域の中にそのようなものを置かなければならないということで、額としては、集めますと、合計で言いますと39品目で59台という形で予定しております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時11分」

「再開 午前10時15分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画部関係の概要につきまして、御説明申し上げます。企画部における平成27年度補正予算は、議案第64号で提案いたしております「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」に基づき、発電事業の実施における計画及び又は変更事業計画の調査・審議を行うための委員会の運営に関する経費と、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地方創生先行型の上乗せ交付を活用して計画しております「魅力ある大学づくり支援事業」に対する補助金の2件を予算計上いたしております。以上で、私からの総括説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、担当課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（堀切 昇君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

企画調整費の中で、新規事業として温泉資源の保護に関する調査検討委員会をつくっていくということで、本会議でも、このことについては、若干質問をさせていただいたところでありました。今回、開催する審議会2回分の経費としての計上だということでありましたが、市長の提案理由の中に再生可能エネルギーの導入拡大によって、温泉を活用した発電事業が活発化しているという説明もあったわけです。現在、これらの新たな地熱開発に関する計画あるいは動き等が、どのような段階にあるのか、そこをお聴きをしたいと思います。

○企画政策課長（堀切 昇君）

現在、温泉発電につきまして、地区としては丸尾地区でございますが、そちらのほうで民間による掘削申請が、県のほうに出されております。この前もちょっと説明したところなんですけど、現在ある井戸の半径5m以内にまた掘り直すことを替え掘りと言っております。そして、増掘というのがございます。増掘は、現在、仮に100m掘ってあれば、それを更に深く掘っていくということです。そういった替え掘りと増掘という種類がありまして、それを掘削申請ということで、県のほうに出されておりますが、その件数としましては十数件出ているということでございます。

○委員（宮内 博君）

その替え掘りと増掘とで十数件ということですがけれども、現在ある温泉井の5m以内に新しくボーリングをするのと、それから増掘をするのと、それぞれ件数は何件ですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

今回、県の温泉審議会のほうに申請がなされております現時点の状況におきましては、地熱発電という形で申請がなされておりますのが12件、そのうち替え掘りが8件、増掘が4件でございます。

○委員（宮内 博君）

替え掘りが8件ということですが、それは先ほど説明があったように、現在、既に温泉の井戸がある所の5m以内に新しくボーリングをするということでもいいんですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

議員がおっしゃいますとおり、温泉の井戸と申しますのは、県の温泉台帳というものに一本一本登録がなされております。その一本についての5mの範囲内で掘り直すというのが替え掘、代替掘削というものになります。

○委員（宮内 博君）

この替え掘りについては、国際ホテルにあるようなああいう形の発電、地熱発電3万kWのようなものではなくて、小規模のものという理解でよろしいんですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

先ほど、本数を申し上げましたけれども、これにつきましては、県の温泉掘削申請の中におきましては、発電事業については詳細に記載されておりませんで、具体的に何kWとか、そういった規模のものは明らかになっていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

明らかになっていなければ、その規模がどういうものなのかというものも分からないという話ですよね。それが、具体的に明らかになるのは、どの時期なんですか。県のほうに申請をしているのは、温泉法に基づく新たなボーリングの申請のみということで理解していいんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

温泉法に基づく掘削申請につきましては、いわゆる掘るところだけの話でございますが、掘った後に温泉として使うのか、発電で使うのかということまで言及はしていないわけですが、したがって、厳密に言いますと、今のところではその発電キロワット数というのは、詳細に分からないんですけれども、一般的にあの辺りであればバイナリーなり、そういったような発電で、大規模なものではないというふうに想定いたしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

そういう傾向なのかなと思いますけれど、ただ温泉法による申請はそうであっても、地熱発電のためのボーリングだという前提で申請しているということからすると、温泉に利用するということではなくて発電に利用するということだろうと思うんです。それで、できるだけ早くその情報を得るということが、この審議会に、より詳しい内容を情報提供できるということの前提になるかと思うんですけれども、その辺の対応はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○企画部長（塩川 剛君）

先ほど、担当が答弁しました替え掘り8件、増掘4件というのは、これは発電ということで分かっております。先ほど申しましたとおり、県の温泉審議会につきましては、その上物について、どうこうという審議はしませんので、そういった関係から今回、私どもとしては発電の部分だけに特化した、そういう条例を作ったといようないきさつでございます。したがって、本条例あるいは予算等が議決されましたら、これらの対象事業者に対して早急に、本条例に基づく手続等を促す作業をしていくことになろうかと思っております。その後で具体的なそういう発電量といったようなものも把握できると考えております。

○委員（宮内 博君）

その件は分かりました。増掘の4件ですけれど、これは新しく掘るということですよ。その4件も、現在の丸尾地区に集中しているということで理解してよろしいですか。

○企画部長（塩川 剛君）

既存の井戸の5mの範囲内で掘ることが替え掘りです。替え掘りの場合は、既存の井戸の2割増しで掘れます。ですけれども、それ以上深く掘る分については、増掘ということで、替え掘りと増掘が別々ではなくて1セットというふうに、増掘のほうは考えていただければというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

替え掘り、増掘という言葉は余り聞きなれない言葉ですから、今、説明を受けて、そういうことなのかなと思えました。それで、新しく地熱発電の地熱開発の要件緩和というのがありますよね。随分、遠方のところまで地下を掘ることができるということになるわけですから、増掘のほうはその可能性があるものと捉えることができるという理解でよろしいんですか。それは、今のところないということの理解でしょうか。

○企画部長（塩川 剛君）

新しく規制緩和になるというのは、斜め掘りとか、議員が御質問されたようなこと等が、2種、3種地域から1種地域の地下へ斜め掘りをしていって、蒸気を取れるということが規制緩和されたというようなことなんですけれども、それはそれで規制緩和されたわけなんですけど、今回、私達が条例で考えているのはそういったものでなくて、例えば、斜め掘りするとしますと、相当の費用対効果が発生しますので、相当な発電量というふうになります。私たちが条例で想定しておりますのは、県の環境アセス条例で対象となります5,000kW若しくは3,500kW以下のものということになりますので、いわゆるバイナリークラスの話になるのかなと思います。それ以上大きなものになりますと、県の環境影響評価条例の対象若しくは環境影響評価法の対象ということになりまして、更に厳しい調査等が行われるものというふうに考えております。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

斜め掘りの件で、条例の審査の委員会するときにも御質問ありましたところで、少し補足します。現在の報道等で発表されております国立公園内への斜め掘りの緩和につきましては、環境省や関係省庁が絡んでおりまして、そういう方向で検討に入っているという状態であります。例えば、斜め掘りになりますと、掘削する時点の所有者の問題、それから掘っていきまして、実際、地下で泉源に当たるところの土地の所有者の問題、あるいは宮崎県と絡んでおりますので、例えば、宮崎県側から鹿児島県側に斜め掘りをした場合に、温泉審議会が宮崎県側でなされるべきなのか、宮崎県が鹿児島県側に意見を求めるのか、そういった様々な要件がまだ整っておりませんので、それらを

含めて今後、国のほうでも具体的に示されていくのかと思われます。そういった課題も幾つか残されているようでございます。

○委員（宮内 博君）

私も新聞報道でしか知ることができないわけですが、検討されている段階ではなくて、環境省が既に了承して、あの時点では8月中に通達を出すというふうに報道されているわけですね。最新の情報を見ると、各都道府県に通知をするというのは秋というふうになっているようですから、少しずれ込むのかなというふうには思いましたけれども、そのところはもう一回確認してよろしいですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

環境省の議論の経緯につきましてですが、新聞報道で出ております件につきましては、7月30日に環境省の第4回国立国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会というものが開催されて、そこで今、議員がおっしゃるような内容の方向で議論がなされたという状況でございます。これにつきまして、国に確認したところによりますと、この7月30日の意見を反映した上で、今後、改正通知は秋頃をめどに発出すると。それから通知の解説等についても、それ以降に発表しますよということを確認いたしております。

○委員（宮内 博君）

今回、審議会のほうで検討しているのは、いわゆる3,000kWから5,000kW以下のバイナリー発電等のものということでもあります。いずれにしても、この規制緩和が行われるということになると、新しい動きが始まるという可能性は否定できないと思うんですね。それで、現段階では、部長がおっしゃったようなことだろうけれども、さらに、これに対応できるような対策の審査会ということも必要ではないかなと思うんですけれども、そのところも、更に考えていくという理解でよろしいですか。

○企画部長（塩川 剛君）

一般的に考えて、斜め掘りにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、相当量の発電になるというふうに理解しております。そうなった場合は、1自治体でということではなくて、県あるいは県をまたいだりと、その辺の調整を国でといったようなレベルの話になってくるというふうに考えておりますので、現時点で、委員がおっしゃるような場合についての検討というのは、致していないというところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

関連ですが、非常にいいことだと思うんですけれども、この企画調整費の中で調査検討委員会が設置されると。これは何人ぐらいで、どのようなメンバーが想定されるのでしょうか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

委員のメンバーですが、委員には識見を有する者が4名、地域住民の代表の方が1名、温泉関係団体の代表者が1名、環境関係団体の代表者の方が1名、そのほかにオブザーバーとして3名というふうに考えているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

大体8名から9名ですね。年に2回程度と。非常に注目される発電事業のことなんですけれども、先ほど秋とおっしゃいましたけれども、来年の3月まで、何月頃に開催される予定ですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

委員会の委員につきましては7名分の予算を計上いたしております。それから、開催回数につきましては、当然、掘削を伴うものが大半を占めるものと想定されますけれども、掘削につきましては、県の温泉審議会の審議を経る必要がございます。ということでございますので、この温泉審議会の開催に合わせて、本市の条例に基づく委員会も開催する予定と致しております。今年度は、県のほうも残りあと2回開催されることとなります。時期につきましては、おおむね今言われているのは、本年度の3回目が11月下旬、4回目が2月下旬というふうに伺っておりますのでございます。

ので、条例に基づく委員会が設置されましたら、それよりも少し前のタイミングで委員会は開催することとなると考えられます。

○委員（中馬幹雄君）

大学支援の問題ですが、今度2,000万円を国庫補助でということなんですけども、この内訳を見ますと、機材購入費が1,000万円、コース新設に係るPR経費等ということで1,000万ありますけれども、このPR等については、大学の企業努力という形であって、このPRのほうに補助金を出す必要はないんじゃないかと私は考えます。もし、出すのであれば、機材購入のほうを増やすべきではなかろうかというふうに考えます。それと、平成28年の4月からということであれば、定数は何人を計画しているのか、その辺を教えてください。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

まず、定員でございますけれども、こちらのほうはコースとなっております、学部と致しましては自然環境工学科の中に現在、社会基盤システムコースと環境システムコースの2コースがございます。いわゆる土木系のコースになります。これに併せまして、植物バイオシステムコースということでコースを新設されます。学科の定員は50名でございます、工学科を受験を致しまして、そこからコースを選んでいただくということで、初年度は5名から10名程度できればと考えております。それで、補助事業の内訳でございますけれども、交付申請時点におきましては、研究備品の購入費を約800万円で見積っております。それから広報費については900万円、それと社会連携センターというものを、現在、大学内に設置いただいております。これが産学官連携ということで、国分中央高校でありますとか、隼人工業高校でありますとか、そういったところと連携して、お互いに大学での公開授業であったり、高校への出前授業などをしていただいております。それから、広告費から備品、これは実行の段階で広告費を抑えられれば、国は一般的に30%の範囲内で事業間の流用とか補正が可能ですので、備品取得が足りない場合は、そちらのほうに持つていくことは可能でございます。一方で、これにつきましては、第一工業大学も全額を霧島市の予算で備品取得をするものではありません。自主費用として1,300万円程度を別途、備品購入費に投資をされます。併せて、既に各部に農業系の大学教授を招聘されておりますので、それを大体700万円から800万円と見ますと、補助金と同程度額の2,000万以上を大学側のほうで支出をされるということになっております。それと、広告経費が高いというふうに考えられるかと思えます。現在、テレビ等を見ていただければ、全国各地の大学がテレビでコマーシャルををしていらっしゃいます。全国放送でコマーシャルとなりますと5,000万円から七、八千万円という金額になるんですけれども、そこまでは到底いきませんけれども、新設学校ということで、県内の新聞等はもとより九州各地、全国から来ていただくというのを目的としますと、全国紙を活用した広報をしながら、その中で第一工業大学の学生募集とともに、全国に霧島市という名前の知名度を上げることにつながればと考えているところでございます。

○委員（中馬幹雄君）

その大学のPRは、先ほど言いましたように企業努力であって、霧島市の名前を売るための宣伝費ではなくていいのではないかと思います。それと今、国分中央高校のバイオのほうに生徒が何人かいると思うんですが、その生徒の進学希望というのはどのくらいか教えてください。バイオという形で新しいコースができるということで、たまたま国分中央高校もあるわけです。であれば、そこまで掘り下げた確認とか、そういうものをしてもいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

中馬委員の質問のお答えにならないかと思えますけれども、国分中央高校に設置されております農学系の3年生の学生が、第一工業大学にどれくらい希望しているかは、これからの段階で、まだ把握は致しておりません。ちなみに、例と致しまして、現在、第一工業大学は1,440名の定員でありまして、霧島市から入学される人数が、僅か3.7%、定員ベースでいくと53名程度。定員割れもあり

ますので、これよりまだ少なくなるのかなど。そして、卒業して霧島市に就職をされるの人数が3.9%、約56名。ですから、これをせめて10%とかに増やしていくことだけで、80名程度の方が地元に残るといふことと、今、国でも非常に注視しているのが、地元の大学にせっかく入学するのに、そのまま県外に出ていってしまうという、この流れを変えようとしているのが地方創生でございます。そういった意味を含めて今回、地方創生の交付金を活用したところでございます。

○企画部長（塩川 剛君）

補足して申し上げますと、第一工業大学と霧島市につきましては、平成27年4月10日に包括協定を結んでおります。その後、6月になりますと、国分中央高校と第一工業大学の間で相互交流のための高大連携協定というものを結んでおります。今回の事業を導入するに当たりまして、第一工業大学の今度新しく来られる先生、早稲田大学で研究されていた先生でございますけれども、この方のプレゼンテーションをお聞きしながら、その中でも、国分中央高校園芸工学科の卒業生の受入れといったもの等も十分考えられると。そういった意味で、高校卒業生、卒業予定生については、そういった進学の見込みが、当然増えるというような状況になるということでございます。

○委員（中馬幹雄君）

地元で農業系の高校があって、上の大学にそれに似たコースができるわけですね。それであれば、連携を共にするという形であれば、こういうものができるんだけどという形で、国分中央高校と話をしながら、今の生徒がどのくらい進学したいのかというものを調べたほうがいいんじゃないかなと。ただ、これは全国規模であります。そしてまた、第一工業大学の場合は、航空学科が専門であって全国から来ていて、先ほどあったように霧島市からは53人くらいしか入ってないと。また今度、全国規模で募集をかければ、霧島市から果たしてこのコースに何人行くか分かりませんが、私としては、現在、高校で習っている人が、どのくらい行きたいのかなというのを知りたかったんですね。

○企画部長（塩川 剛君）

確かに進学する生徒もいらっしゃると思います。教育委員会のほうでそういった数字は把握していると思いますので、私どものほうでも、そちらのほうを調べた上で、今後、この事業をPRする上での必要な材料とさせていただきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、第一工業大学というのは、霧島市にとっては、昔から経済的にも寄与しているところでございます。しかし、最近、大学生がどんどん減っているというところで、今回の植物バイオシステムコースというコースができるというのは、私は非常に歓迎をするものでございます。そこでお尋ねしたいのは、このようなコースが、ほかの九州内の大学にもあるのかどうか。あるいは日本にどれくらいあるのかお尋ねいたします。

○企画政策課長（堀切 昇君）

現在のところ、全国レベルですが、明治大学、愛媛大学、信州大学とかありますが、今調べたところ七つほど、全国でこういった学部、植物工場を有する大学があるようでございます。現在のところ、九州ではないようでございます。

○委員（今吉歳晴君）

温泉掘削の件ですが、替え掘り8件については、既存のホテルあるいは業者の申請ですか。それから増掘4件の申請者は、どのような方なのでしょう。

○企画部長（塩川 剛君）

今回、申請されているのが4者ということで、1者が、これまで太陽光発電をされてきていた事業者です。あと3者については、個人の名前でございます。

○委員（今吉歳晴君）

替え掘りの場合は、これはホテル内で使う電力消費を上回る分については、売電をされるのかなという感じを受けたわけですが、となりますと、この増掘の4件については、売電を目的とした業

者の申請ということなのでしょうか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

今回、温泉掘削申請の手続のほうで申請がなされてる件につきましては、既存の旅館・ホテルの方々ではなくて、新たに主に発電を目的とする掘削のための申請になっておりますので、今回の分につきましては、地元のももとの旅館・ホテルの方ではないということです。発電をするために新たな事業として行われるということです。

○委員（今吉歳晴君）

その4件については、売電を目的とした事業者が申請されているんですが、替え掘りの8件については、現在、ホテルを運営していらっしゃる方々の申請ではないんですか。この中でも売電を目的とされて申請されている方々なんのでしょうか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

替え掘りの8件につきましても、増掘と同様に発電のための新たな事業ということになりますので、旅館・ホテルの浴場利用ではございません。

○委員（徳田修和君）

魅力ある大学づくり支援事業、この事業の根本として、第一工業大学のバイオシステムコースの新設に対しての補助というのは、大学側からこういうコースを設置するので、何か補助を受けられるものがありますかというような形で、大学側から発信された事業なのか。それとも、こういうシステムコースができるということ聞きつけて、市のほうからの提案としての事業なのか。どちらなののでしょうか。

○企画部長（塩川 剛君）

今回の事業につきましては、地方創生交付金への上乗せ分という財源があったということです。申請しなければ流してしまいますので、2,000万円ということで、もったいないということで各課に投げて調べていった中で、第一工業大学でこういう話があるよという話があったと。たまたま地方創生のほうでも、そういった施策等もうたわれおり、大学側の趣向とちょうどマッチングしたと。たまたまそこに良い財源があって使えるということで、タイミングが良かったというのが実情でございます。

○企画政策課長（堀切 昇君）

補足いたします。部長が申し上げましたとおりなんですけど、それに加えて、有識者会議の中からもそういった意見がございました。たまたまということでございますが、有識者会議からもそういった意見が出されたということです。

○委員（徳田修和君）

市のほうがアンテナを張っていて、そういう事業を見つけ出したということは、本当に素晴らしいことだと思います。先ほど答弁いただきました中に、市内の就職率も10%ほどまで上げていきたいというような目標もお聞きしましたがけれども、優秀な人材をこうやって市内で育てた後の受け皿としての考え方として、この事業を行うに当たって、農林水産部等との打合せなり、今後の計画についての検討をされた経緯はありますか。

○企画部長（塩川 剛君）

当然、予算化するに当たりまして、いろいろ議論しました。まず、予算計上はどこなんだと。農林水産部ですべきでないか。いや、教育部ですべきでないかと。企画部ですべきかといったような、いろいろ議論もありましたけれども、公立の大学ではない市立の大学に対しての最初の部分については企画部で担当しましょうと整理いたしまして、最終的に、これを大学のコースでいろんな研究をし、地域とのコラボレーションあるいは共同研究等で、新たな6次産業化といったような話にもっていく部分が出てくれば、そこは農林水産部の話になってくるのではないかとといったようなこと等でございます。先ほど、徳田委員が言われました、出ていく子供たちが非常に多いと。それをどうにか引き止める。国のほうでは、環流というような言い方をしますけれども、国のほう

の施策でもそういうものも出ております。それから地方創生の有識者会議の中でも、そういった話が出てきて、例えば、企業は鹿児島高等工業専門学校あるいは第一工業大学の優秀な生徒が中央に行ってしまうと。PRが足りなかったんじゃないだろうかといったような話です。そういった議論もされたところでございます。そういった中で、企業は企業でそういった発想を持ち出した。鹿児島高等工業専門学校、第一工業大学については、地方創生ということもあるんでしょうけれども、非常にこの地方に目を向けだしたという感触を受けておりますので、そういった感触を持っていただくと有り難いことですので、こういった雰囲気をご大事にしながら、うまく進めていけたらと考えております。

○委員（徳田修和君）

議論の中で、どこが所管するべきかというのがあったということですが、最終目標というわけではないですが、目標としてるところが、そういう育成であったり、ブランド化、6次産業のほうに目を向けているのであれば、所管は農林水産部のほうで、一連の計画を立てていかれたほうが、目標であったりとか、そういう流れを作りやすかったのかなと、今、聞いて思いました。今回の事業に関して、そうやって市のほうからのアンテナを張っているということで、すごく素晴らしいと思われましたので、この事業がほかの事業を所管する部との連携が密に取れるように要望しておきます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時03分」

「再開 午前11時18分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の農林水産部の総括について御説明申し上げます。今回は農林水産業費として5,300万6,000円の補正をしようとするものであります。課ごとに申し上げますと、農政畜産課では「活動火山周辺地域防災営農事業」外4事業に要する経費3,458万1,000円の増額補正です。耕地課では、「海岸保全施設維持管理受託事業」外2事業に要する経費320万8,000円の増額補正です。林務水産課では、「松くい虫防除事業」外4事業などに要する経費1,521万7,000円の増額補正です。また、災害復旧費としまして、農地農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、合わせて1億7,670万円の増額補正をしようとするものです。詳細につきましては、各担当課長がそれぞれ説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○耕地課長（島内拓郎君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○林務水産課長（石原田稔君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りますが、予算に関係するところでの質疑をお願いしておきます。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

林務水産課にお尋ねしますが、林道事業費の中で国分山麓線、この施工箇所の用地分筆となりますが、これは長くなるのか。当初の計画から分筆しないといけないところがあったのでしょうか。

○林務水産課長（石原田稔君）

先ほど説明しましたように、今後、林道の国分山麓線開設の事業量が増えると、県のほうからございまして、その見込みの分の用地分筆を先行して行うということでございます。

○委員（蔵原 勇君）

その用地分筆の面積は、おおむねどの程度でしょうか。

○林務水産課長（石原田稔君）

7筆ございまして、内訳は全て山林でございまして。公簿面積4万7,111㎡のうち1,526㎡を林道用地として買収予定しております。土地所有者は2名となっております。

○委員（蔵原 勇君）

2名ですね。県の事業で国分山麓線は、長くかかっているように思うんですけど、全長いくらで完了年度はいつ頃ですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

国分山麓線は国分郡田を起点として、国分上之段を終点とする全長2万6,614mの広域基幹林道でございまして。平成4年から施工をしております。平成29年度の完成を目指しているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

完成年度は分かりましたけれども、現在の整備済みの面積とかキロ数が大体分かったら、教えてください。

○林務水産課長（石原田稔君）

全体計画2万6,614mのうち、平成26年度末で2万5,901mが完成しております。進捗率は97.3%となっております。

○委員（宮内 博君）

13ページの農地農業用施設災害復旧費の関係でお尋ねをします。6月の集中豪雨のときに被災をした災害に該当する箇所を復旧するという説明であります。単純に割りますと1件当たり300万円ぐらいの工事費ということになっているようでありますが、小規模の災害に対する復旧についての事業等もこれらのものに含まれているのかどうか、お聴きしておきます。

○耕地課長（島内拓郎君）

災害復旧事業につきましては、まず農地、いわゆる田んぼから田んぼという災害と、農業用施設、農道あるいは水路そういうもので大まかに分かれています。その中で補助対象となるのが40万円以上。いわゆる150m以内に存在する40万円以上の事業は補助、そういう災害事業に匹敵いたします。そして、次の段階にいきますけど13万円から40万円、これにつきましては起債がききますので、これも小災害ということで災害復旧を致します。残念ながら13万円以下の事業となりますと、起債も使えず、全額、市の手出しとなりますので、自力復旧ということになっております。宮内委員の御質問の13ページに書いてあります農地農業用施設災害復旧費、これは補助事業になります。そして、14ページに記載してある事業につきましては、いわゆる小災害の13万から40万円の工事ということになります。

○委員（宮内 博君）

補助対象事業が13万円から40万円。13万円以上のものについては起債の対象になって、市としても復旧対策として取り組むということですが、具体的に小災害の7,670万円ということで計上されておりますけれども、これは何件ぐらいで、地域的にはどういうところに分散していますか。

○耕地課長（島内拓郎君）

13ページに記載してあります小災害につきましては、国分が水路18件、道路8件、隼人が水路5

件、道路5件、福山が水路9件、道路5件、牧園が水路7件、道路2件、溝辺が水路2件、道路1件、横川が水路4件、道路2件となっております。今回の災害につきましては、国分・福山地区の上場の災害が著しいようでございます。

○委員（宮内 博君）

これは、いずれも13万円以上の工事ということなんですけれども、13万円を下回った場合は、先ほどありましたように起債の対象にならないので、自力でやってもらいたいということですが、この豪雨災害のときに何件ほど、それらの災害の連絡があったんですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

今回は、まず6月12日を皮切りに災害が発生しまして、それを全部受けて記載してあるのが、先ほど言いました小災害及び補助災害の件数でございます。

○委員（宮内 博君）

これは13万円以上の事業ですよ。私が聴いたのは、それ以下のいわゆる自力でやってくださいというふうに入った件数が何件ぐらいあったんですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

説明が悪かったんですけども、13万円以下でございますけれども、農地農業用施設は市のほうで災害復旧を致します。小災害でとらない13万円以下というのが、結局、いわゆる民有地、田んぼから田んぼとか、田んぼから畑とかいうものが崩壊したときは、自力でお願いしている事例でございますが、私どもの受付簿の中で、断った例につきましては約30件ぐらいあったかと思っております。

○委員（宮内 博君）

公共用施設、農業施設等については13万円以下でもやるということだけれども、田んぼの土手が崩れて、下の田んぼに影響を及ぼすとかいうようなものについては対象にならないと。それが30件ぐらいあったのかなということですが、農家の意欲が非常に低下している中で、特に米の値段が昨年あたりから、本当に安いと。米祭りもやるということで計画をしてるようなんですけれども、そんな中で、どれぐらい自力で復旧をなさるものなのかなというふうに思いますが、その辺の追跡調査はされていらっしゃるでしょうか。

○耕地課長（島内拓郎君）

断ったところ、いわゆる田んぼから田んぼというところの自力復旧につきましては、取りあえず、内畔を造って、水を保水するという作業をしてるところは、数箇所見かけました。これから、自力復旧につきましては、また稲刈り後に行うものかと思っております。

○委員（宮内 博君）

部長のほうにお伺いをしますけれども、私どももそういう相談を受けたりするんですけど、13万円が一つのラインになってるわけですよ。それで、できないと言われたところというのは、なかなか手が付けられないということが散見されるようです。それで、そういうところであっても、希少なこの農業基盤を守っていくということから致しますと、何らかの対応が必要になってくるのではないのかなと思うんですけども、特に農家の負担能力といいますか、負担する力が非常に弱くなっているという状況から考えますと、そのままでは荒廃する農地が増えるだけということになりかねないと思うんですけども、ぜひ庁内でも検討していただきたいと思いますが、その辺のお考えをお示してください。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

先ほど耕地課長が申し上げましたとおり、農業用施設の復旧につきましては、当然、水路・道路といったものにつきまして、いろいろ苦情がまいりますので、即座に重機借上げ等で対処しているのが実情でございますが、やはり、農地につきましては、おっしゃることはよく分かります。しかしながら、個人の財産でございますので、それをするとしますと、どこまで手を付けたらいいのかということは、財政上の負担も非常に大きくなりますので、そういったところにつきましては、お気持ちは本当によく分かります。そういったところで何か手立てはないか、あるいは起債等とい

ったもので、例えば、激甚災害になったときに、そういったところまでできないのか、そういう起債等の借入れをしながらできないのかということもあるんですけども、なかなかそういった制度が今のところないものですから、一般財源で全てということには、今の状況ではなかなか厳しいのかなというふうに考えておりますが、また今後もそういったところを、国・県等に対しまして要望をしてみたいといふふうに思っております。

○委員（阿多己清君）

この14ページの今、話題になった災害復旧関係なんですけれども、この中で使用料及び賃借料が1,200万円計上されているんですが、一般的に考えられるのは工事請負費又は修繕料等だろうと思っ
ていたんですが、ここの中身はどういう内容のものなのか御紹介ください。

○耕地課長（島内拓郎君）

14ページに記載してあります現年単独農地農業用施設でございますが、先ほど説明したとおり、13万円から40万円のものに限られてきます。ですから、工事請負費というのが、120万円以上は随意契約という形になりますので、工事請負費が出てこない。逆に、補助事業につきましては40万以上。40万円から今回は約500万円ぐらいの工事も含まれておりますので、それにつきましては工事請負費という形で計上しております。

○委員（阿多己清君）

そういうのは分かるんですけども、ここで計上された使用料及び賃借料は、どういうものに使われるのか。ただ重機等を借り上げて、どこかがやらないといけないわけですけども、こういうのを市民の方々に提供して借りてもらうのか、そこらの中身が分からないものですから教えてください。

○耕地課長（島内拓郎君）

この使用料及び賃借料につきましては、いわゆる重機を借り上げまして、オペレーター付きで崩土の土砂除去とか、詰まった水路の浚渫とか、そういうことに使うお金でございます。

○委員（池田綱雄君）

関連でお尋ねしますが、今の14ページ、この災害に関して公有財産購入費というのがありますが、これは、どういうところを買われたのかお尋ねいたします。

○耕地課長（島内拓郎君）

災害復旧工事につきましても、例えば道路の肩が壊れたと。当然、下のほうの用地が肩というようなところでは、当然、市のほうで買い上げまして、災害復旧を行うことになりますので、そのために補填しているのが公有財産購入費になります。

○委員（池田綱雄君）

270万円計上してありますけれども、そういうものが何件くらいあったんですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

6件を見込んでおります。

○委員（池田綱雄君）

昔も今も変わらないと思えますけれども、例えば災害があつて、40万円以上は補助事業になると。昔は例えば100mの中に何箇所かあれば、それを一つの工事にして、40万円以上にするとかやってきましたよね。今もそういうのがあるのかどうか。今は何m以内なら一つの工事と認めているのか、お尋ねいたします。

○耕地課長（島内拓郎君）

現在の採択になる要件と致しましては、被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものと。150m以内で幾つかを、災害が起こっていたらそれをひとまとめにして、40万円以上にして、なるべく補助災にもっていくという手法を行っております。

○委員（池田綱雄君）

私が聴きたいのは、そういうふうにするだけ拾ってもらいたい。さっきからありますけれど

13万円以下、13万円と14万円、たった1万円。捉え方でどうにでもなるような気もするのですが、例えば13万円以内で一番大変な田んぼから田んぼに砂が落ちると。そこに何十㎡ないと補助対象にならないとなれば、今、高齢化して、永久に復旧できないと思うんです。だから、できるだけそういう災害で拾ってやるようにしていただきたいなど。これは要望です。

○耕地課長（島内拓郎君）

災害復旧事業の要件で、1か所の工事費等とはいう定義がございます。同じ施設が被災した場合で、その被災間隔は150m以内の間隔で連続しているものという定義がございますので、農地が壊れたら農地。田畦畔が壊れたら田畦畔。水路が50m間隔のうち連続して壊れていたら、その工事につきまして150mで一工事というカウントになってきます

○委員（池田綱雄君）

水路とかそういう施設は、いろいろな補助事業とかで対応ができると思うんですか、田んぼから田んぼとか、そういうものは復旧が難しいと。特に高齢化が進んでいて、手作業で土砂を運搬というのは大変なことだと思います。ですから、市のほうでどうにかならないのか、あるいは先ほどから言うように、どこかとまとめて復旧にしてみようというように心掛けてくださいという要望です。

○委員（下深迫孝二君）

まさしく池田委員がおっしゃったとおりでございまして、下場と違いまして上場のほうは、本当に高い土手が多いわけです。そして、畔が残っていれば駄目ですよとかおっしゃるんですけども、10cmずつ畔が残っていれば、それで畔が残っているという考え方なのか、あるいは少ししか畔が落ちていなくても、落ちていれば災害の対象になるとか、今回も現場に来ていただいたときに職員の方からもいろいろお話を聞きました。先ほどもありましたように、本当に高齢化が進んできています。できたら、小さい災害はひとくくりにして、災害復旧ができれば非常に有り難いと。そうでないと、自治公民館長にしましても、私どもにしましても、あそこの災害のときはしてくれただのに、今度、自分たちのときはしてくれなかったというような批判も受けるわけです。ちなみに合併前を申し上げますと、国分の場合は、災害には1円の負担もなかったんです。合併してから、負担金も出てきている。だから、そういう面で、非常に農家の方も不満もあるということを知っています。ですから、できるだけ小災害はひとくくりにしていただければ、大変有り難いということをお願いしておきます。それと、高さが10mくらいある上の田んぼの土手が崩れてきて、下の田んぼに入ってしまったって、下の田んぼをかなり埋め尽くしてしまったんだけど、下の田んぼの所有者は責任もないんですね。そして、市の職員から個人負担が出るという話を聞いて、上の田んぼの土手が崩れてきているのに、自然災害なんですけれども、下の田んぼの所有者は、言うならば、もらい事故ですね。それで自己負担が出るというのは、現場で私はちょっと納得いかなかったんですけども、それはもらい災害であっても、その負担をしないといけないものかということをお願いいたします。

○耕地課長（島内拓郎君）

今、委員おっしゃった案件につきましては、田んぼから田んぼの災害だと思います。田んぼの畔から斜面が崩れて、下のほうに落ちている。これにつきましては、この案件が13万円以上であった場合は、災害復旧事業を致しますので、負担金が発生します。この負担金につきましては、起債が使えますので、その起債の約半分は手出しと。40万円であれば最高2万円負担というようなこととなります。逆に、補助災害になりますと、農地の場合は補助率が50%、そしてそのあと増高申請というのを致しますので、激甚指定によりましては、補助率が約80%とか90%と上がってきますので、負担額というものは、すごく安くなっていくという現象が起こっております。

○委員（下深迫孝二君）

その土手の下に1m程度の用水路があります。その用水路の隣に2m程度の農道があって、それを乗り越えて下の田んぼに来てるわけですけども、そういうものでも今、課長が答弁されたようなことで処理されるわけですか。お伺いします。

○耕地課長（島内拓郎君）

田んぼから田んぼにつきましては、先ほど申したとおりでございます、その間に水路とか農道がある場合は、その限りではありませんので、そういうときは土砂除去を行います。

○委員（下深迫孝二君）

当時、現場で立会いもさせていただいたんですけれども、職員からは自己負担が出ますというような説明を受けましたので、今、確認をさせていただいたところです。負担がなくて済むような方法があるとすれば、できるだけそうしていただければ有り難いわけですので、そういうことも要望しておきたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 5 6 分」

「再 開 午後 1 時 0 0 分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。農林水産部関係の質疑を続けます。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

耕地課関係で、要望という形でですね部長、島内課長、申し上げたいんですけれども、今回 1 市 6 町の中でも、国分が 18 か所、田んぼ水害、畑水害があったと聞いていますけど、この 13 万円の枠をですね、非常に中山間地にお住いの皆さん方は、田んぼの面積よりか、そういう斜面、あるいは周りの水路とかですね、これをやっぱりやるとなると大変な酷な、自分のリサーチとして、非常にこう厳しい状況をよく聞くんですよ。ですから国・県のほうにも、あなた方もぜひですね、調査官も現地に行っていて、農家の方々の所有者の生の声をですね、つないでいただきたい。例えば監査官が来る場合は、一緒にそういう農家の方々の声を聞いていただきたい。ですから、そうでないともう耕作放棄地がどんどん増えてですね、農地パトロール等でもほとんど緑、黄色になっていく傾向が強いですよ、毎年。ですから、その辺を強くですね部長、課長、一つその辺をしっかりとしたのをですね、農家が明かるい、そういうことが、予算で付けられるような体制を組んでいただきたいと強く要望したいんですけれども、何か意見はございますか。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

先ほども申し上げましたとおり、お気持ちはよく分かります。農家ですね、おっしゃるとおり高齢化になって、結局金がない人は、もう作るなということかというようなことも聞こえてきそうな感じがいたします。そういったことで、先ほど申し上げましたとおりですね、今のところそういう制度はございません。先ほど課長が言いましたけれども、13 万から 40 万円、この小災害につきましても、激甚災害となった場合についてのみ小災害復旧事業ということで、今の条例にあります、それを適用して行うことができるということでございますので、今回は激甚災害ということになっておりますので、できますけれども、今のところ制度的なものはですね、ありません。ですから、そういう制度的なものを、少しでも農家の負担が少なくなるような制度というのはできないのかといったようなことで、要望はしてまいりたいと思います。

○委員（徳田修和君）

説明資料 6 ページと 7 ページの畜産業費のところ、1 点だけ確認させていただきたいんですけれども、畜産基盤再編総合整備事業と資源リサイクル畜産環境整備事業、こちら 2 件とも負担金のほうは農家から負担していただくということで説明を受けたわけですが、この農家からの負担金がなかなか入らなくて、市から仮払いをしておくというような処置とかはされないという理解でよろしいですか。農家からの負担金をあくまでも受け入れてから、県のほうにいくという流れでよろしいですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

農家から受け入れてからということになっています。

○委員（徳田修和君）

ということは、未収になったりとかすることはないということによろしいですか。もし、その期限内なり、そういうので農家からの入金がされずに、市から仮払いをして、それが未収に上がるというような危険性はないという理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

大きな事業につきましては、農家の方々が融資を受けられてというのがほとんどのようでございますので、それで負担金として支払われるということですので、今のところそれはないかなというふうには思っております。

○委員（今吉歳晴君）

同じ7ページですが、資源リサイクル畜産環境整備事業、この中で大佳産業が測量試験及び施設用地造成、それから窪田堆肥生産組合にしても測量試験、それからこれは運搬車ですが、横川の宮内堆肥生産組合にしても施設用地造成というものが入っているわけですが、これは上物についてはどうなんですか。これは、堆肥舎の整備に伴う造成ですかね。そうなりますと、今後この堆肥舎建築につきましてはの補助というのはどうなりますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

まず、牧園の大佳産業と国分の窪田堆肥生産組合につきましては、当初予算で計上してありまして、今回はその変更があった分あるいは新しくということで、全体像を申し上げますと、大佳産業につきましては用排水施設整備、堆肥舎整備、それから豚尿浄化処理施設整備、それから運搬車の整備ということで、それと補正で施設用地の造成と。当初、施設用地につきましては、自分のところでやるということで、当初予算に上げておりませんでした。ちょっと長雨などでできなくなったということで、この事業に乗せてやりたいということでございます。それから、窪田堆肥生産組合につきましては、堆肥舎それから製品保管庫、堆肥舎と同じような建物ですが、完熟したものをその製品として保管するところです。それとダンプということで、そういう整備事業です。それから、宮内堆肥生産組合につきましては、当初は28年度で堆肥舎を造るということで、28年度事業の予定だったんですが、造成のための測量試験費につきましては27年度でということでの補正でございます。

○委員長（今吉歳晴君）

この測量試験というのは、どういうものですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

測量試験費の中に入っているのは地盤の調査とか、あと施設整備をする前の調査をするというのが含まれております。

○委員（宮内 博君）

6ページのですね、霧島産物のPR事業ですけれども、具体的には「こめ祭り」を開催をすると、米の消費拡大を図るためにですね。もう少し具体的に、日程等も含めて内容等も御紹介ください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

「こめ祭り」の日程につきましては、来年の2月頃を予定しております。というのは、国民文化祭の食の祭典が11月にございますが、それにつながるものということで、その後ということでも2月頃ということでもございまして、できれば人がたくさん集まったほうがいいということで、保健福祉部がされている健康福祉まつりと合わせてできないかということで、場所の問題等、まだちょっとクリアしないといけないところがあるんですが、一緒の開催ができないかを考えているところです。中身につきましては、今ありましたように、米の消費拡大ということで、おにぎりづくり体験コーナー、子供たちが親と一緒にしておにぎりを作ってもらおうという体験コーナーです。それから、野菜ソムリエによる料理教室ということで、これは御飯に合うおかずとか、そういう感じで何かできないかということで考えております。それから小学校対抗で、米に関するクイズ大会、それと御飯の大食い選手権、それと御飯大好きスピーチコンテストをしたいと。それと併せて、農産

物等の紹介コーナーも設置したいということで考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほどもちょっと言いましたけれども、米の安値というのは大変深刻で、この前できたばかりの新米が売ってましたけど、キロ当たりの販売価格が300円ですよ。だから、本当に安いなというふうに思うんですけど。こういう祭りをやって、関心を引くと。そして、できるだけお米を食べようという機会にするというのも、一つの方法ではあろうかというふうに思いますが、何よりもやっぱり安定的に生産ができるという、そういうことと相まって取組がされていかなければいけない、一過性のものではただ行事をこなすだけということになりますので、政策的にどういうふうにもっていかうというふうにするのかということも含めて、そこに参加した人たちに、何らかのヒントを与えるような、そういう取組も必要じゃないかと。午前中の議論の中でも、学校給食の中に地元のお米をもっとたくさん使ってもらいたいとか、そんな意見もありましたけれど、そういう点ではどうなんですか。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

今回の場合は、農林水産物全般のPR事業ということなんですが、今回はまずはお米、我々の主食でございます米、これを主役にしようということでございます。米を主役にしながら、霧島市の農林水産物というのはいろいろあるんですが、市民の皆さん方から、じゃあ何が一番かと聞かれたときに、我々もこれが一番というのはなかなか言えないようなところがあります。しかしながら、豊富にあるわけですね。だったら、そういう豊富にあるものを、米を主役にしながら、当然米を食べましょうということなんですが、それに付随するおかず、そういったもので何杯でも食べられるよねというようなおかずなども紹介したいということで、野菜ソムリエの皆さん方に作ってもらったおかずを出す。そしてまた、ちょうど2月でありますと肉用牛振興大会もございますので、そういったときに合わせて、いつも議員の皆さん方からお買い求めいただいておりますが、そういう牛肉なんかもそこで焼いて食べさせる。あるいは、冬の野菜のものでいろんなものを作って食べさせる。そういったことで、農林水産物はこれだけ霧島市は豊富にあるよということも、まず御理解いただくということで、米を主役にしながらほかの物もそこに出して、これだけ豊富なものがある我々霧島市は恵まれているなということを実感していただくというようなことで、PR事業というものを、これは県の地域振興事業を活用してやりたいということでございます。それとあと、今、宮内委員がおっしゃったような一過性のもの、当然です。一過性のただ祭りをしようということだけではありませんで、今回はそういうことをやりますけれども、PRにつきましては今回、地方創生の予算、26年度の補正予算を活用しまして、それもPR事業を今やろうとしておりますけれども、そういったものも含めまして、今後も農林水産物をいかにして皆さん方に知っていただいて、そして市内・市外、そしてまた県外に広めていくためにどうしたらいいかということで、先般も一般質問で出ましたけれども、その認証制度的なものですね。そういったものも含めまして、農林水産物、まだ知られていない農林水産物がいっぱいあるんじゃないか。それを日の目を、皆さん方に知っていただく、世に出す。そして、少しでもそのことによって農林水産従事者の方々の生産されたものが、売れるようにしていきたいということを考えているところでございまして、米だけではなくて、全ての農林水産物への取組をしてまいりたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

今のところ。健康福祉まつりと一緒ということは、お祭り広場でやるということでよろしいですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今のところ、中になるのか、外になるのかということですが、大々的には外でやりたいとは思っているところです。

○委員（宮本明彦君）

これは霧島市産物、基本的にはお米ということですけども、何か地区限定というのがあるんでし

ようか。霧島市内全域からのお米をとということでよろしいですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

はい、そういうふうを考えております。

○委員（宮本明彦君）

7ページの畜産クラスター事業です。分かりやすい資料をありがとうございました。事業費から県、市、事業者の負担が分かって、ありがとうございました。そういう中で、事前評価表では、国50%、事業参加者50%というのが記載されてるんですが、予算的には50対50になっていない部分があるんですね。そこだけ説明いただけますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

上限がございまして、今、資料にも書いてありますが、補助率2分の1以内、ただし平米当たり4万5,000円が限度ということで、ここの施設につきましては、162㎡ということですので、県費のほうで4万5,000円掛ける162㎡の2分の1ということで、364万5,000円ということになっております。

○委員（中馬幹雄君）

先ほどの宮内委員の意見と重なるんですが、米消費の関係ですが、どうしても私が納得できないところが、学校の給食です。教育委員会にも質問しましたが、やはり県のほうの給食の米販売ですか、あっちのほうからしか取れないということらしいんですが、その組織を打開してですよ、JAと組みながら、霧島市の地元消費という形で、地元産を霧島市内の学校・幼稚園の全ての給食に利用する方向にもっていく考えはないか伺います。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今、学校給食の米の取得先と言いますか、ちょっとその辺がですね、私のほうでは確認していないところなんですが、農政のほうとしましては地元産をあるいはJAをとということで考えますと、そういうふうにしていただいたほうが有り難いと考えますので、今後その辺はよく学校給食課のほうとも話をしながら検討していきたいというふうに思います。

○委員（中馬幹雄君）

教育委員会としては、新米ができたときには地元産を使っておりますということなのですが、それも一過性なんですよ。それを年間を通して地元の米を消費すると、ものすごい量になると思うんですよ。ですから、そこ辺を今後は大いに。ちょっと今までの組織解体というか、そういうところをですね、力を入れてもらえれば、地元の農家の方も力が湧いてくるんじゃないかと思えます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

私も、先般の答弁を聞いて初めて、地元のお米がそんなに使われていないのかということを知ったようなことございまして、これは問題だなと私自信も思っております。そういったことで、やはり学校給食でなぜそういったところしか取れないのかですね、もう少しそういったところも調べまして、教育委員会のほうとも話をしましてですね、せっかくいい米があるわけですから、そういったのを使っていただきたいということは私も一緒でございます。そしてまた、今回、栄養士の方々にもいろいろアンケート調査などをして、先般、宮本委員からも言われましたが、実際、学校給食で地産地消をする上で、どういったのが不足しているのか、霧島産物として。どういったものがもうちょっとあれば、まだ使いたいと思ってるのかということも、少し我々としても把握をしておりますので、そういったことも含めましてアンケート調査などをして、把握に努めて、そしてどういったものを作っていけばいいのかなということをしかりと把握していきたいと思っております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時20分」

「再開 午後 1時21分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の商工観光部関係につきまして、その総括について御説明いたします。平成27年度一般会計補正予算（第2号）の歳入では20、21ページ、歳出では42、43ページ、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料では10ページでございます。まず歳入につきましては、（目）不動産売払収入におきまして土地建物売払収入を5億4,980万9,000円計上いたしました。次に歳出につきましては、（款）商工費（項）商工費（目）商工業振興費で28万1,000円の増額補正を計上し、補正後の（款）商工費の歳出予算総額は15億8,311万8,000円と致しました。なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回、不動産売払収入に計上いたしましたのは、議案第67号と68号で出されております、日本郵便株式会社等に用地を売却するというものでありますが、全体面積でこの2社分で大体5万1,000㎡以上、5万1,323㎡ですね。小田工業団地の全体面積は11万㎡くらいだと思うんですけども、今回の倍以上の面積がまだ残っているということになるんですが、これらの用地等については、どのような方向性があるのかですね、分かれば。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、宮内委員から11haの話があったかと思うんですけども、現地を御存じかと思うんですけども、小田工業団地を整備している団地沿いに道路があるかと思うんですけども、市道小田西線というのがあろうかと思うんですが、ちょうどその上の山も含めまして、約11haということで、6月議会で商工振興課のほうで買った面積が8万6,577㎡でございますので、その8万6,577㎡のうち今回、5万1,323㎡、残りについては残地森林という形で、市のほうで管理するというところでございます。

○委員（宮内 博君）

確かに、まだ山のままで残っているところはありますよね。それで、それを除いて8万6,577㎡を購入したということで、後は残地森林ということではありますが、今回の位置図を頂いているんですけども、周辺部についてはまだ売却の対象になってないわけですね。全てが残地森林というか、いわゆる法面とか、そういうところも当然含まれるということになるんですけども、今後の維持管理の関係でありますので、そのところはどのような方向性でしょうか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

専門の方々と現地視察をしたんですけども、来年度の28年度については、今のところは管理をしなくてもいいということで、29年度からは残地森林及び法面の伐採費用というか、そういう維持管理の経費が掛かるかと思うんですけども、その経緯についてはまだ見積もりをもらっていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

基本的には、市のほうで管理をする方向性だということでは理解でいいんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今のところは、商工振興課のほうで管理しようと思っておりますが、財産管理課のほうともこれから詰めなければならぬ部分もあるかと思っておりますので、そこらについては今後、詰めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

関連でお尋ねしますが、この図面の日本郵便、日本郵便輸送に売却する面積、だいたい色と青色で囲んでありますが、ここは完全に平地ですか。整地された面積だけですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

黄色で塗ってある部分があるかと思うんですけども、この宅地整備面、ここにつきましては平らな部分でございまして、あと平面緑地の部分も平らな部分でございまして。あと法面緑地については、法面の部分でございまして、整地されている部分ではございません。あと、プラス進入路が入っているような状況でございまして。

○委員（池田綱雄君）

ということは、売却した分は造成をした土地という理解でいいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

そういうことになります。

○委員（池田綱雄君）

造成地の西側ですが、造成で法面ができていますよね。その平面を支える法面です。普通は、上の平地が法面まで所有しますよね。田んぼにしても道路にしても、法面までは上の平地の所有面積ですよ。私は、後の維持管理からしても、この法面までは当然売却をすべきだと思いますけど、その辺はなぜしなかったのか。後々の維持管理を考えた場合に、法面が壊れていちいち市が補修しないといけないと考えると、ここまで売るべきだったと私は思うのですが。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、池田委員のほうから御指摘がありました。おっしゃるとおりだと思うんですけども、私どものほうも今おっしゃったような形で、今まで日本郵便、日本郵政等と協議をしましてまいりましたけれども、どうしてもそこで話が、我々としては今言った法面部分までは、単価は安くでもいいから売却しよう。当然、管理面のことや、起こってはいけませんが、仮に災害とかで崩壊して改修しないといけないとか、その辺の考えで相手方と交渉したんですけども、どうしても日本郵便側のほうは平地部分だけというような考え方で、強い考えを持っておりました。最終的にはどちらかで話をつけないといけないということもあったものですから、市長と先方の幹部といろいろ協議しました結果、どうしてもこちらは売る側にありますので、その辺を市長のほうで判断して、今回はこの平地部分だけという結論に至ったというのが実情でございまして。

○委員（池田綱雄君）

今、部長が言われるように、金額をどうこうじゃないです。普通の考え方は、上がれば法面までですよ。これはどの世界でもそうだと思うのですよ。金額が高い・安いとか、そんな問題ではなくて、当然そういうルールになっているのに何でできなかったのかなど。今更言っても無駄でしょうけれども、そうするべきではないかなと思います。それと、日本郵便株式会社と日本郵便輸送株式会社で、輸送会社のほうはひよろ長い土地ですよ。これは相手側からこれだけでいいよという要求だったのか。これだけ買ってくれと言ったのかどうなのですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

当初は、私どものほうも1社と交渉をしているところでございました。あとから日本郵便輸送というような形の名前が上がってきまして、相対的にはこれだけ売りますということであったものですから、そのうちの日本郵便輸送については、日本郵便と日本郵便輸送と協議して面積を決められたというようなことでございます。

○委員（宮本明彦君）

今のところで、先ほど残地森林という話があって、法面というお話も今ありました。これが大体どれぐらいの割合で残るのか教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

残地森林というお話をしたかと思うんですけども、この残地森林の中には、法面のほうも入っておりますので、その部分が3万5,254.18㎡あるんですけども、その残地森林と法面の部分については、ここに数値は持ち合わせていないところがございますので、のちほど報告させていただきます。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時39分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

緑地がトータルで5万1,000㎡くらいですよ。その中の緑地のパーセントは幾らになりますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

計算して、後ほど答弁します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

○副委員長（植山利博君）

一部法面も売却しているわけですよ。北側のここは法面になっているわけですよ。全部平地ということではなくて。今、宮本委員も言われた緑地も必要だから、最低限必要な緑地を法面で確保したという理解でいいのですよね。北側のここは法面ではないのですか。そこを確認させてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

お手元の面積数量平面図があります。そちらの上のほうに法面緑地1㎡当たり600円というのがありますけれども、ここについては平面ではなくて法面ということでございます。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時42分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（植山利博君）

緑地が一部含まれていて、しかも隣接する道路の北側のこの法面の緑地は、都市計画法にのっとった最低限確保すべき緑地の確保のために、取得されたという理解でよろしいですよ。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

都市計画法に基づく緑化率というのは、3%取らなければならないという規定があります。その中で、先ほどの法面緑地の部分ですけども、ここは3%からすれば、必要はなかったんですけども、私どものほうもこの部分を私たちが管理するのも大変でありますので、この部分については何とかお願いして買っていただいたということでございます。

○委員（宮内 博君）

10ページの商工業振興費の中で、中小零細企業の振興条例の中で定める振興会議を開催をするということで28万1,000円が今回、計上をされているところでありますけれども、15人の委員の報酬ということで内容は説明をされているんですけども、どういうメンバーによってこの委員会がつく

られて、年間3回分の報酬を予定しているということですが、どんな形で進められようとしているかについてお示しください。

○商工観光政策G長（野崎勇一君）

ただいまの御質疑につきましてお答えいたします。現在検討を致しております委員の方々の構成につきましては、中小企業者又は小規模事業所の代表の方々、併せまして大企業の代表の方々、それから経済団体の代表の方々、それから金融機関を代表されるの方々、あと農業関係者の方々、そういった方々を含めまして委員を構成する予定でございます。

○委員（宮内 博君）

それぞれ何人ずつなのですか。

○商工観光政策G長（野崎勇一君）

現在のところ、まだ詳細に確定をしている状況ではございませんが、中小企業・小規模事業所の代表の方を数名程度、あと大企業の方、各種経済団体の方も商工会とか商工会議所とか、そういった方々を御依頼する予定でございます。それから金融機関の代表ということです。まだ、確実な人数を確定しているところではございません。

○委員（宮内 博君）

15人と書いてあるから、素案はできているのかなと思ったのですが、確定はしていないけれども、考え方の一定の、この人数を一つの根拠にしているわけですから、持っているでしょう。

○商工観光政策G長（野崎勇一君）

委員の構成案と致しましては、現在のところ条例策定の段階において、協議に加わっていただきました各種団体の方も含めまして、鹿児島県中小企業家同友会の方々、それから始良伊佐地区中小企業家同友会の方々、それから大企業の代表の方をどなたか1名を選考したいと考えております。それから商工会の代表の方、それから商工会議所の代表の方、それから霧島経済同友クラブの代表の方々、それから日本政策金融公庫の代表として1名、それから国分金融クラブから御推薦いただいた方をどなたか1名、それから鹿児島県工業技術センターから1名、かごしま産業支援センターから1名、霧島市の観光協会から1名、特産品協会から1名、農業協同組合から1名、ハローワークから1名ということで、委員につきましては今のところは15名以内ということでの想定で、現在のところ詳細に委員のほうを選定しているところが14名ということで、今検討を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

内容の詳細についても、条例の審査のときも、まだ十分に詰めてなかったというようなことがあるんですけども、大体スケジュールとして、いつ頃にそういう方をお願いして、そして年内に3回開くということになっていますから、どのように段取っていかうとしているのですか。

○商工観光政策G長（野崎勇一君）

会議につきましては今回予算を上程いたしておりますけれども、予算を可決いただきました以降、10月に第1回目の会議を開催する計画を致しております。その後、年度内に、あと2回ほど会議をしたいということで計画を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄議員）

先ほど私が質問したのは、造成するのにできた法面、これを法面ということで質問したのですが、先ほどこの法面緑地というのが出てきたのですが、これとの明快な違いを説明してください。

○商工観光部長（池田洋一君）

提出している地図でちょっと御説明したいと思いますけれども、今この色が塗ってあるのが、今回売却しようとする土地でございますけれども、法面緑地というものが、今この上を道路が走っておりますけれども、道路に面した形での法ができてい部分、ここにつきましては会社のほうには当然売却しますよということで、先ほどあった1㎡当たり600円というような形で、道路に面した部分の法面緑地ということでございます。それ以外の周りを取り巻くものにつきましては、先ほど説

明したような形ということで、今回は売却できなかったということでございます。

○委員（池田綱雄議員）

別に平面緑地というのがありますよね。これは私もぐるぐると一周、周りを歩いてみました。この平面緑地というのは、ほとんど変わらないです。芝が貼ってあって、四方形からはずれている場所だと思いますよ。これについては単価が大部違いますよね。法面緑地のほうもこと余り変わらない部分もあると思いますが、単価の相当な違いというのはどういうことですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

法面緑地につきましては、当然このような形で、勾配が激しいですので、このような単価を設けておりますけれども、平面の緑地につきましては、どうしても造成上このような形になったということで、こちらとしてはこのような形で、緑地の形で買っていただくという形で逆をお願いしたところでございます。

○企業振興室主査（徳永健治君）

先ほど宮本委員から御質問がありました日本郵便株式会社、日本郵便輸送株式会社の購入における緑地率の割合ですが、日本郵便株式会社におきましては、法面緑地と平面緑地で、11.04%になります。日本郵便輸送株式会社におきましては、法面緑地ということで14.04%です。

○委員（宮本明彦君）

先ほどの都市緑地法の3%を満たしているよということですね。商工業振興総務管理事務事業、ちょっときついかもしれないんですけども、結局、会議が始まりますよと、予算は出てきました。規則で会議の内容を定めますよと。規則はできたのですか。

○商工観光政策G長（野崎勇一君）

規則は7月に制定しているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

まだ、例規集のほうには上げていないと。規則も上げるんですよね。もう一つ、これは附属機関等の会議に当てはまるのですか。

○商工観光政策G長（野崎勇一君）

附属機関の会議に入ると思われます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部関係に関する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時54分」

「再開 午後 1時56分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。建設部の関係では、建築指導費で建築物の耐震化を促進するため、負担金補助及び交付金920万円を追加計上し、補正後の建築指導費総額を1億127万2,000円と致しております。次に、道路橋梁維持費で、6月11日の豪雨で発生した国分上之段地区の市道後川内～テクノパーク線の斜面崩壊箇所の早期復旧を図るため、及びコミュニティバス路線や幹線道路等において高所木が原因となり、通行に支障のある箇所の改善を図るためなど、委託料900万円、工事請負費2,500万円、公有財産購入費370万円、補償補填及び賠償金30万を追加計上し、補正後の道路橋梁維持費を6億6,245万円と致し

ております。次に、土木施設災害復旧費で、災害復旧工事の安全を講じるため修繕料600万円、委託料2,700万円、工事請負費1億7,980万円、公有財産購入費350万円、補償補填及び賠償金40万円を追加計上し、補正後の土木施設災害復旧費を2億8,370万円と致しております。以上で、建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○土木課長（猿渡千弘君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中馬幹雄君）

説明資料の11ページの道路維持管理事業の一番下の行に、永山～平下線外7路線とありますよね。この内訳を教えてください。

○道路維持第1G長（西元 剛君）

高所木伐採の路線ですけれども、国分が永山～平下線、平山～丸尾線、牧園地区が牧園～湧水線、横川地区が今村～黒葛原線、鍋ヶ迫～崎山線、霧島地区が宮迫～梅ノ木線、福山地区が福地線、池之谷～福地線です。

○委員（宮内 博君）

11ページの建築指導費の関係でお尋ねしたいんですけれども、今回、大規模建築物の耐震診断の費用を計上しているということですが、今回、1件分ということですが、市内にこの対象物件というのが幾つあるのか、その辺をお示してください。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

市内の対象物件のお尋ねでございますけれども、この件につきましては、平成25年の耐震改修促進法の改正によりまして、今年の12月末までに耐震診断の結果を報告しなさいとなっております。それぞれいろいろな用途に応じて規模要件がございます。例えば、ホテル・店舗・病院そういったものと3階建かつ5,000㎡といったような規模要件がございます。トータルでいきますと、市内で10棟でございます。そのうち、内訳的にいきますと4棟につきましては、これまで自主的に耐震診断それからその結果を踏まえた改修工事を終えておまして、今、私どもが耐震診断・耐震補強、この設計等の補助の対象としてございますのが、6棟ということになります。補足で申し上げますと、実は、昨年の6月議会におきまして、棟数のお尋ねがございまして、そのときは13棟というお答えをしております。その後の状況変化によりまして、現時点におきましては10棟ということになったところでございます。

○委員（宮内 博君）

残り6棟のうちの1棟ということですので理解してよろしいわけですね。あとの5棟については、どういった状況なんでしょうか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

現在の5棟の状況ですけれども、2棟につきまして耐震診断をしている最中です。2棟につきましては、耐震診断を終えまして、次の段階に行く準備をしている段階ということになります。残り1棟につきましては、耐震診断のための準備をしている状況ということになります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時15分」

「再開 午後 2時30分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議案第 76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の保健福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。予算説明資料は4ページから5ページ、予算に関する説明書は、歳入が14ページから16ページ、歳出が34ページでございます。今回の補正予算は、民生費の老人福祉費、社会福祉施設費をそれぞれ追加計上するものです。施策5-3「地域における福祉の推進」におきましては、高齢社会に対応する地域づくりを進めるため、市民後見人養成に要する費用を計上いたしております。施策5-4「子育て環境の充実」におきましては、子育て環境の整備と充実を図るため、私立保育所の施設整備に対する補助に要する費用を計上しております。詳細につきましては、担当課長等がそれぞれ説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

[予算説明資料に基づき説明]

○子育て支援課長（田上哲夫君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

保健福祉費の市民後見推進事業の関係で若干お尋ねしたいと思いますが、市民後見人の体制の強化をすることの狙いがここに示されているわけですが、通常、成年後見人というのは家庭裁判所によって選ばれた方と認識をしているんですけど、今回、提案をされている成年後見人も同じようなことで考えていいのか、その辺をもう少し説明をお願いします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

御質問のとおり、成年後見制度というのがございまして、通常、今申されたように裁判所で決められるということで、弁護士とか行政書士、司法書士の皆さんが専門的な立場で、後見人ということで指名されるわけですが、今般、介護保険等の利用等に係る代理契約等の事務等で簡易なものがございまして、市民の中から当然その資格を研修等で受けていただいて、資格を取得なさった方々にそのようなサービスを同じような条件でできるということになっておりまして、一般の市民の方々から、そのような簡易な契約等についてできるように進めるというものでございます。

○委員（宮内 博君）

そうすると、研修だけで、成年後見人という形で整備ができるというふうに認識をしてよろしいんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

通常の研修に加えまして、それが終わった方々に対して、上級の研修を受けていただきます。それだけでは、まだ不十分ですけども、その方々が後見人としての登録ということで、登録をしていただいて、そうになりましたら、あとは利用していくということなんですけども、現段階では、今のところ裁判所等が指名される方々は弁護士の方々が多数を占めておりまして、市民後見人が選ばれている事例はなかなか少ない状況でございます。今後、介護等の関係で認知症等も増えてきますし、いろんな関係でそのような方々を利用しながら、困難な法的に非常に厳しい事例もいっぱいご

ございますけれども、そのような部分については、専門家に対しての橋渡しという役割を担っていただくということで、この事業を推進しながら、そういう方々に御活躍いただいて、支援していくということになると思います。

○委員（宮内 博君）

裁判所から選出をされるということではなくて、研修を重ねることによって、後見人としての資格を与えるように受け取ったのですけれども、それは法律的にはどういうふうに保護をされるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

いざ成年後見人として指定されると、全く同じことになりまして、費用等も発生しますし、裁判所への報告義務も当然ございます。

○委員（宮内 博君）

当然、家庭裁判所などとも連携をする必要が生じてくるということだろうと思うんですけれども、大体どれぐらいの体制を整備しようと考えていらっしゃるのか、それで現在何人ぐらいいて、そのことによって何人ぐらいの体制の強化ができるのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

一昨年度と昨年度、同じような事業をしまいいりまして、最終的な上級の研修修了者という方々が2年間合わせて20名を超えていらっしゃいます。ただし、その方々が登録について、手を挙げていただいた方がございませんでしたけれども、現実には霧島市に勉強をいらっしゃるかという方、そういう資格を持った方々がいらっしゃるんですけども、登録には至ってない状況で、今年度の事業の中で、何名かを登録していただけるようにということで、一生懸命進めてまいるという所存であります。現在、社会福祉協議会に委託をする予定でございますけれども、市民後見センターかごしまという法人がございまして、そこのお力添えを借りながらいろいろやっていくわけですけども、2年間にわたってそこで研修生等ともいろいろ相談・対応していただいた関係で、あたりを付けていらっしゃる方々がおりますので、そういう方になるべくしていただきたいと考えております。一応、個人で登録されても、先ほど申しましたように法的関係等が非常に厳しい状況でございますので、この事業に併せまして、社会福祉協議会にも勉強していただきながら、将来、社会福祉協議会が法人の登録ができる体制を整えて、社会福祉協議会自体が法人登録をした上で、そこからそういう方々をお呼びして、お手伝いいただこうかなという考えもございます。

○委員（宮内 博君）

研修を終了した人が20人を超えるけれども、一人も登録していないという報告ですよ。これは登録しないと当然、所期の目標である後見人としての仕事をやってもらうということにならないはずですけども、まず、その確認をします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりでございます。まずは登録をしていただくことが、仕事をしていただくための必要最低限ということになります。

○委員（宮内 博君）

であるなら、その登録まで研修を受けたら完了させるというふうにししないと、事業の効果として発揮できないわけですよ。だから研修を終えて、そして実際研修したら、思っていたよりも大変だということで、登録は控えようということになったのでは、これはもう何のための事業費を投入したかということが当然言われるわけでありまして。そのような状況であるということであれば、何が問題なのか。非常に責任が重いということは、当然そうでしょうけれども、お世話をしなければいけない方たちは、何らかの障害を、痴呆であったり、知的障害であったり、自分で判断ができないという方に代わって、権利を行使したりするわけでありまして、当然その責任というのは大きくなるわけですけど、今までの取組を踏まえて、ではどういうふうにするのかということでは、今回どのように考えてらっしゃいますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

先ほど話がありましたように、法的に難しい部分があったり、研修を受けたからといって、すぐ行うのは難しいなと考えられた方々が多いと思ひまして、その方々につきましても、介護の専門職をなさっている方であったり、地域の民生委員活動をなさっている方々を取りあえずはそういう知識を持って、地域でとか職場で、いろいろそのような問題の方々と対面しながら、対処していきながら、時期が来たらなりたいたいというような感じだと受け止めております。先ほど申しましたように、市民後見センターかごしま、もしくは社会福祉協議会の方々と、途中で面談を行ったり、もしくは専門化の方々を集めた協議会等を開くなどして、実際、登録者が出るような方向に頑張ってもらいたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

なぜ登録できないのかというのを、まずは研修を修了した方たちからきちんとアンケートを取ったり、そしてどうすればきちんと登録まで結び付けられるかというようなことを検証する作業も必要ではないかと思うのですけれども、部長はどうお考えでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおりでございます。やはり昨日の環境福祉常任会、あるいは一般質問等でも申し上げましたが、やはり検証というものをもう少し具体的に、どうやったら一番検証の効果があるのか、どういった数値で、あるいはどういったアンケートで図れるのか、そこも十分考えて、今回のこの市民後見制度事業については推進していかなければならないと考えております。したがって、今年度の一番の目標は社会福祉協議会において、その市民後見人になり得る人たちの登録や要請を、あるいは意識、普及をしていくための機関、センター的なものを開設していただければと思っております。

○委員（徳田修和君）

説明資料5ページ、子育て支援ですけれども、みつぎ童夢園の定員が60人増ということですが、これで合計何人の定員になったのかお示してください。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

現在のみつぎ童夢園が60人の定員でございます。増築で60人ということで、合わせて約120人ということでございます。

○委員（徳田修和君）

120人定員になったことで、このエリアの待機児童に関して、どの程度改善されたのかお示してください。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

4月1日現在で待機児童が119人います。これで60人増えることになるのですけれども、全てが解消されるということにはならないかと思ひます。また随時、保育園の増築と言いますか、建築を考え合わせていかなければならないかと思ひます。

○副委員長（植山利博君）

今の関連ですが、現在60人ということですが、0歳児が何名、1歳児が何名ということはお分かりですか。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

4月1日現在の数字でよろしいですか。4月1日現在で、市全体ですけれども0歳が15名、1歳が51名、2歳が24名、3歳が19名、4歳が8名、5歳が2名、合計で119名ということでございます。

○副委員長（植山利博君）

補助が8,384万6,000円ということですが、事業費はどのようになっていますか。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

総体事業費と致しましては、1億2,900万円でございます。

○副委員長（植山利博君）

補助率が総事業費の3分の2という理解でよろしいですか。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

補助基準額というのがございまして、それが1億1,179万5,000円あるわけですが、その3分の2ということでございます。

○委員（阿多己清君）

説明資料の4ページのところですけども、弁護士が中心に指名をされている現状であると。そして今、研修等を受けておられる方が、介護に携わっている方であったりという答弁がありましたけれども、今受けていらっしゃる20名というのは、そういう方々だけですか。当然行政書士とか司法書士とか、そういう資格もある方もいるのかなと思うんですけども、対象者はどういう方々なのか、そこらを詳しく説明いただければと思います。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

私どもの募集している分は、一般市民の市民後見人ということで募集をしておりますので、専門家の方々は含まれておりません。一般の方々の中から多種多様です。主婦であったり、現在仕事をしている方であったり、先ほど申しました民生委員をしているとか、いろんな方々が集まってきていらっしゃるしまして、最初の段階のときは、半年間かけて勉強していただいて、その後、その上級というのが、後見人をしてみたいという、それ以上の知識が欲しいという方々が、今度は選ばれて、希望されて受けるということでございます。実質、平成25年で、上級が終わった方が9人、昨年度が上級を終わった方が12人ございました。先ほど検証の話もございましたけれども、研修最終日は皆さんに、それぞれ個々の意見を聴きながら、面談をして、今後どうしたいかというような話を聴きながら、意見等のすり合わせはしていたところでございます。

○委員（阿多己清君）

今回の補正で300万円計上されているんですけども、そのうち研修費用などと記載してありますが、全てこの300万円が研修費用ですか。それとも、そのほかに委託料ですから、どこかの団体に委託するとかということになるのかなと思うんですが、中身はどうなっているのか教えてください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

まず、市民後見人の養成としてのフォーラムやその研修、講座に要する実費、それから先ほど申しましたけれども、専門家等も含めた会議等を開催していく予定でございまして、そういう会議に係る経費、それから市民に対しての周知等を図るためにパンフレット等を作成しますけれども、パンフレット等の作成の費用、制度に係る利用のニーズ調査等も行おうと考えておりまして、それに係る費用等を計上しております。

○委員（宮本明彦君）

先ほど待機児童の数字をお知らせいただきました。これは何月現在でしたか。[「4月」と言う声あり] 4月現在で119名の待機児童ということですが、現在の人数は分かりますか。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

7月1日現在で、183名になっております。4月1日から比較すると64名増えているという状況でございます。

○委員（宮本明彦君）

60名増えたとしても、まだまだ足りないということですけども、この後、予算が計上される予定があるのか。あともう一つ、小規模保育うんぬんという話もありますけども、その辺が入った場合、予算がどんな形で上がるのか教えてください。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

待機児童の解消につきましては、施設整備だけでは当然追いつかないという状況でございます。これに併せて、公立の保育園の民営化というのを進めておりまして、平成26年につきましては、隼人保育園、平成28年も新しく増えると思いますけれども、民営化すると施設ごとに独自にお金を入れて、施設を整備して、受け入れてくださる子供の数も増えたりします。ですので、施設整備とい

う形でなくても、その辺もまた増えてきたりするんですけども、そうすると毎年、幼稚園が認定子ども園という形に変わっていきます。そこで保育の部分を受け入れる器も出てきますので、この辺が年々増えてくると。年度内においては、現在の4月1日とか7月1日の待機児童の中の80%は0歳、1歳、2歳です。ですので、そこに対応するために小規模保育というのを取り入れて、0歳、1歳、2歳を受け入れていこうというふうには考えておりますが、これに対応できる場所がないといけないわけですけども、そういった形で今、保育園をやっている方々の中で、普通の家でもできますけれども、そういう方の保育士を、保育園の質的にも十分満たした上でやってもらえるような方を募って、ある程度やってくださる方を見つけた上で、そういった形に予算を入れていかなきゃいけないだろうというふうには考えていますが、具体的にどこがというような形では、まだやってくださるところは決まっていないので、その辺をお願いしている部分はあります。ですので、はっきりした予算の増の部分は、まだ今のところでは申し上げることができない状況です。

○委員（宮本明彦君）

先が思いやられるっていったら、思いやられる状況かと思うんですけども、もう少し進めていかないと、早いうちにきちっと整備していかないと、また大きな問題として上がってくるかなと思います。そういう意味では、以前は、霧島市内一円でという話があって、国分・隼人の市街地の整備が進んできたのですが、報告はやはりそういう一円でという概念があるのでしょうかけども、今の状態からしたら、かなり地区ごとに重点的に配分してきたよと、整備をしてきたよという状態がいいと考えでよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

以前のように、全体で待機という考え方はしておりません。新制度の下では、入りたいところに入れない状況もありますが、国分・隼人の地域で全部の方を受け入れられない場合は、それは待機という認識で施設を整備していくという部分であります。ただ、施設整備も自分でお金を出して整備したいというところが出てきてくださらないと、なかなかこちら補助金と合わせて協力ができないので、そちらを含めてまた御協力いただかないといけないと思っていますところです。

○委員（中馬幹雄君）

同じく5ページの子育て支援の問題ですが、私立保育園は現在市内でどのぐらいあって、その定員数はいくらか教えてください。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

私立保育園、認定こども園も含めまして、公立を除いて32園ございます。現在の園児数は今分からないので、後でお知らせします。

○委員（中馬幹雄君）

この32園は、国分・隼人に集中しているんですか。

○保育・幼稚園G長（堂平幸司君）

先ほどの人数の関係ですが、5月1日現在の入所者数が3,275名でございます。続けての御質問ですが、当然、国分・隼人に集中している状況でございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで保健福祉部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時02分」

「再開 午後 3時03分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで谷口商工振興課長から発言の申出がありましたので、

これを許可します。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほど平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の商工振興課関係で、宮本委員から質問がありました日本郵便株式会社等に売却する残りの面積、3万5,254.18㎡の法面と残地森林の内訳でございますけれども、法面と残地森林を分筆しておりませんので、正確な数字が出ておりませんけれども、図面上で測量プラニメーターで測りましたところ、法面が1万5,939.47㎡、残地森林が1万9,314.71㎡でありましたので回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

△ 議案第77号 平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第77号、平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議案第77号、平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての概要を説明申し上げます。今回の補正予算は、市長が提案理由で申し上げましたが、平成26年度介護給付費等の精算に伴う、国、県への償還金及び一般会計への繰出金と、決算剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるための経費を計上いたしました。この結果、歳入歳出総額それぞれ3億213万9,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,393万9,000円とするものです。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回繰越金として、3億213万9,000円ということでの歳入があつて、そのうちの1億9,409万2,000円を準備基金のほうに積み立てるといふものであります。あとは償還金ということになっているわけでありまして、平成26年度の決算を踏まえて、こういう補正予算の計上がなされているという経過があるんですけど、平成26年度の決算では準備基金が1億1,100万9,000円ということになっているようであります。本会議でも前川原議員から質疑をさせていただいた経過があるんですけど、これが今回平成27年5月現在で3億3,777万3,000円ということになって、平成27年度末には4億8,200万円になるということで、部長のほうからも答弁を頂いた経過があるわけでありまして、第6期事業計画において月900円の基準額で、値上げが行われたわけです。値上げによって、大体1億7,000万円ぐらいの保険料の調定額の増が当初予算比で見ますと、あると。決算の調定額から見るとですね。それで、実際、今回、平成26年度の決算からしますと、平成27年の年度末までにはプラス3億6,000万円ぐらいの増になるというふうには計算上は成り立つわけでありまして、これは第5期の事業計画の中での結果を踏まえて、第6期事業計画を当然出しているわけですが、その範疇にあったのかという点でお聴きをしたいと思ひます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

計画策定の段階では、決算剰余金のこの金額が出るというのは全然見込めないわけですが、平成26年度の方で、ある程度決算をすると剰余金が出てくるというのは見込んでおりました。その中で、1億5,100万円を3年かかって基金を取り崩して、充てていきたいと思いますということになっておりまして、さすがに基金が全くない状況では、いろんな不慮の事態に際したときにどうしようもな

いですので、若干残そうということでこのような計画でした。

○委員（宮内 博君）

結果的に、3億213万9,000円の繰越金に至ったことによって、対前年度比の給付費の伸び率というのは、結果的にどういうふうになったのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

給付費で申しますと、実際に伸び率が4.8%ということですので、平成25年度が86億8,077万4,000円、それから26年度が91億328万8,000円でございます、4億2,251万4,000円の増となりまして、4.87%の増という結果でございました。

○委員（宮内 博君）

前年度対比で4.87%ということでありまして、前の年からすると、そんなに急激に伸びているという状況ではないですよ。新しい事業計画の中では、私どもはそういう方向になるということを希望していないんですけれども、いわゆる要支援一、二の方たちの事業費そのものが十分抑制をされてくるということになってくる。それで再来年から本市においても、そういう計画を進めていくということが示されるわけでありまして、そういうことを展望したときに、やはり今回の結果を踏まえて年間1万800円の基準額での値上げというのは、総括していただいて、どのようにお考えになっていらっしゃるのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

現実的には、予防のその部分につきましても同じような推移をたどっておりまして、平成29年度からは移行するということになるんですけども、当然29年度におきましては、今度は低所得者に関しまして、消費税を10%に上げるのに合わせまして、また、平成29年度には軽減をするということになっておりますので、一応、今回の計画の中での整合性はとれていくのではないかなというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

介護保険の財源という関係から見ると、第1号被保険者における負担率は1%引き上げられましたよね。そういう状況も当然範疇にあるのかなというふうに思いますけれども、その辺も踏まえて、そういう総括なのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

当然、高齢者が霧島市においても毎年増えている状況で、高齢化率も少しずつ上がっている状況でございます、介護給付費等が先ほど申しましたように、毎年4%以上は上がっている状況でございますので、国が示しましたように、サービスを利用する観点と、その給付費の支払い等に関する二つに分かれますけれども、この経費削減の点もあると思うんですけども、霧島市だけがこういう状況ではないですので、全般的に上がって、保険者の率のところも変わりましたが、霧島市と致しまして、鹿児島県の中でも半分以下の保険料ということでやっておりますので、先ほどの御質問に答えまして、そうですとお答えしておきます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案第77号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時19分」

「再開 午後 3時22分」

△ 議案第78号 平成27年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第78号、平成27年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○水道部長（上脇田寛君）

議案第78号、平成27年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、「議案第72号及び議案第73号、損害賠償の額を定め和解することについて」に関連する予算でございます。事故の内容につきましては、平成26年8月6日、霧島市牧園町下中津川において、本市職員が運転する公用車と三輪の原動機付自転車が接触、三輪の原動機付自転車が転倒し、運転手と同乗の子供を負傷させたものです。その損害賠償の額を議案第72号で265万7,065円、議案第73号で149万3,238円上程したところでございます。この損害賠償の額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が過失割合に応じて算定した金額であり、議案第72号は、物損及び治療費等に係る損害額295万2,295円に対して、過失割合9対1で算定した額265万7,065円、議案第73号は、過失割合が10対0のため治療費等に係る損害額の全額149万3,238円で、総額415万303円ではありますが、治療費等については、保険会社から直接医療機関等へ支払われていることから、その額を差し引いた285万6,000円を収入として、第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益に追加しようとするものです。また、支出につきましては、平成26年9月19日に物損についての示談が成立しており、当該年度において損害額の支払いを行ったことから、収入額から既支払額を差し引いた241万6,000円を、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用に追加しようとするものです。別紙にて、計算資料を添付いたしましたので、御確認ください。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

せっかく資料が示されておりますので、今示されたばかりですから、説明をしてくださいませんか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

説明資料について、まず①の父親の損害額Aの内訳の説明です。父親の物損に係る損害額となっております。これにつきましては、原動機付き自転車修理代が35万7,797円、バッグのファスナー破損、これは修理不能で、これが6万4,260円。それからスマートフォンのタッチパネル不良が2万9,808円、子供用の携帯電話破損が1万584円で、合計額は49万2,449円となっております。それから、②の父親の治療費・慰謝料等の245万9,846円ですが、治療費が75万8,734円、通院交通費が7万7,472円、休業損害が95万1,900円、慰謝料が67万1,200円、それから事故証明書が540円、この合計額が245万9,846円となります。それから③の子供につきましては、これにつきましては、治療費が53万2,138円、付き添い看護料が29万1,100円、慰謝料が67万円、合計で149万3,238円となります。④の水道課の車両、これは公用車損害額ということで算定してある金額が2万5,920円で、バンパーの損傷になります。⑤、父親への損害賠償額ですが、265万7,065円は、①の(C)の欄、44万3,204円と、②の父親の補償額、(C)の欄221万3,861円、合計で265万7,065円。それから⑥、子供への損害賠償額は③の(C)の欄、149万3,238円であります。⑦、営業外収益(収入)につきましては、285万6,299円となりますので、285万6,000円を営業外収益として計上しています。また、⑧、営業費用(支出)につきましては、241万5,687円となりまして、241万6,000円を計上しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

事故の説明図が資料で示されているんですけど、相手方が優先道路といいますか、大分道路の幅が違うということで、直進だったということで、こういう過失割合なのかなというふうに思うんですけど、ただ、原動機付自転車の三輪車ということで、当然二人乗り禁止ですよ、そのところは、この中にほとんど反映されていないというふうに思うんですけど、その辺はどんな感触な

のですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

原動機付自転車での二人乗りということでした。これにつきましては、私どもも疑問に思い、示談を行った公益社団法人全国市有物件災害共済会に確認いたしました。回答と致しましては、定員外乗車違反が運転に直接の影響を与え、事故に起因したとは認めがたいことから、違反については過失の対象にならないということでした。

○委員（蔵原 勇君）

本市の公用車は普通車ですか、軽自動車ですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

軽自動車です。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第78号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時34分」

「再開 午後 3時35分」

△ 自由討議

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案3件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それではまず、議案第76号について意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

補正予算の中でも要望等が出された経過があるのですけれども、小規模の災害に対する助成ということで、13万円以下の農地災害については、全て自己負担ということでありました。しかも30件ほど、それらの案件が見られたという報告があったわけです。議論でありましたように、農家の高齢化、そして実際に耕作放棄地はどんどん増えているという中であって、さらにそれらも相まって災害が増えるという原因にもなっているのではないかと思います。国土の保全を図る上でも、大変大事な役割を水田は担っているというように思うのです。そういう意味では、小規模の災害について、県や国に今後働きかけていくということではありますけれども、市独自の施策が必要な時期に来ているのではないかとこのように議論を経て思ったところです。ですから、ぜひ、そのところを十分な検討をしていただいて、次年度以降の対策に生かしていただきたいということを求めています。二つ目には、成年後見人の関係についてでございますけれども、これまで20人余りが成年後見人を目指して研修を終えているということで、今回300万円の補正予算が新たに計上されているのですけれども、これまで研修を終えた方が、一人も成年後見人として育っていませんという報告であります。費用を投じて、それなりの成果を得るという点で、まだまだ手立てが不十分でないのかなということを感じました。故に、しっかり研修は当然受けてもらうのですけれども、後々障害を抱えている方たちや、あるいは高齢者の方たちの後見人が必要となる事案というのは、これから増えてくる状況にあるので、市としてもしっかりとそのところの対策を講じていただきたいということを申し上げておきます。

○副委員長（植山利博君）

霧島ふるさと元気再生事業において、国の地方創生先行型の上乗せ交付分の全額補助を活用しな

がら、魅力ある大学づくり支援事業2,000万円を予算措置していることについてでありますけれども、時宜を得た事業推進であると思っております。少子化の中で、今後私立の大学の運営については、非常に厳しい状況があらうかと思う中で、地元にある第一工業大学の学生募集に向けて、また新しく創設をされるコースに地元の農業との連携、地元の高校との連携、正に産学官がしっかりと連携していただいて、地方創生の要になるような事業だと理解しております。優秀な学生を全国から集めることへの支援、また卒業生がしっかりと霧島市に就職ができるような受入体制が整い、そして地元から優秀な学生が第一工業大学のこのコースへ進学するように、企画部、農林水産部、教育委員会がしっかりと連携を取りながら、今後継続的にこのような方向の事業推進に当たってほしいと思うところです。

○委員（池田綱雄君）

私は商工観光部の関係で、今回、小田工業団地を2社に対して5万1,323.1㎡を売り払う中に、法面積の約1万6,000㎡が入っていないと。当然、造成工事のできた法面であり、造成工事に入っているとしますので、売り払い後の維持管理の上からも、売り払い面積に入れるべきではないかと思えます。今後とも法面の売り渡しについては、粘り強く交渉していただきたいと思えます。

○委員（阿多己清君）

今、お三方の発言がありましたけれども、工業団地についても同じような思いであります。将来に渡っての管理というのが今後、必要になってくるわけですので、そこらをやはり考えた上での、ここまで売るといのは難しい状況にあるのかもしれないけれども、ここをぜひ、今後はこういうところまでお願いしたいなと思っております。それと、宮内委員からも出ましたが、市民後見推進事業ですが、ここも後見人の養成というところまでまだ至っていないなという思いを感じました。単なる啓発事業に終わっているような取組かなと感じましたので、最終目標を達成するような思いでしっかり取り組めればと思えます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第77号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第78号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案3件の自由討議を終わります。

△ 議案第76号 平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（有村隆志君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第76号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第76号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第76号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第77号 平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第77号、平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、平成27年度介護保険特別会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論に参加をしたいと思います。介護保険は本年度から始まりました第6期事業計画におきまして、第1号被保険者の所得基準額で1か月900円、年間1万800円の保険料値上げが行われた経過がございます。平成26年度における介護保険料の現年度分調定額は14億7,565万2,232円でございますが、値上げが行われました平成27年度の当初予算における現年度保険料調定額は16億4,379万1,000円でございます。その対比で見ると、1億6,813万3,768円の増として計上されており、それが高齢者の負担増となっております。さらに、本年度から始まりました第6期介護保険事業から第1号被保険者の負担率も21%から22%に引き上げられておりまして、更なる負担増となっているものであります。今回1億9,409万2,000円の基金積立金を補正する予算の計上がございますけれども、そのことにより平成27年度末における基金残高は4億8,200万円に上る予測であることが本会議の答弁でも明らかにされた経過があります。よって、多額の基金積立てが行われることになるわけでありまして、そういう方向でなくて、第1号被保険者の保険料の負担は引き上げではなく、据え置くべきであったということを指摘して討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の討論を許可します。

○副委員長（植山利博君）

私は議案第77号、平成27年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を致します。給付費の伸びは、先ほどの質疑の中で4.87%の増であるということでありまして。また、27年度末の基金残高が4億8,200万円程度になるということでありまして、このことは、ここ最近の給付費の伸びを見ますと、一旦、事があつたときには、当然必要となる基金残高であろうというふうに評価をするものであります。また、先ほどの質疑の中でもありましたが、消費税が10%になるときのに向けて、低所得者に対する軽減策も予定をされているということでありまして。そのための財源としても、この基金は必要となるのではないかとこのように考えるところであります。よって、今回の補正予算は妥当なものだと評価をし、私の賛成討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者11人でありまして。起立多数と認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第78号 平成27年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第78号、平成27年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第78号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（有村隆志君）

審査が全て終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（池田綱雄議員）

先ほども申し上げましたように、今回、小田工業団地を2社に対し、5万1,323.1㎡を売り払っている中に、法面積の約1万6,000㎡が入っていないと。これは当然造成工事のできた法面積でありまして、売り払い後、維持管理上大変困ると思います。そのようなことから、売払い面積に入れるべきではなかったかというふうに思います。今後もこの造成工事のできた法面積については、粘り強い交渉をしていただきたいというようなことを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時52分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 有 村 隆 志